行橋市 都市計画 マスタープラン



はじめに

平成4年の都市計画法の改正により、市町村では、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、「都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」を定めることとされました。行橋市では、目標年次を平成32年とする「行橋市都市計画マスタープラン」を平成13年3月に策定し、都市づくりを進めてまいりました。

このたび、計画を策定してから 14 年が経過し、社会情勢 やまちづくりの動向などの変化に対応するため、「行橋市都 市計画マスタープラン」を見直すこととなりました。これか



らの日本の都市は人口減少社会、超高齢化社会の到来に備え、財政面及び経済面において持続可能な地方都市を目指すため、適切な土地利用を実施し、中心市街地の再生を図り、公共交通の活性化を目指す集約型都市づくり、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進することが必要となります。

本計画は、市民意向(アンケート)調査を行い、都市計画に関係する各機関・団体の方や学識経験者、市民公募委員の方々に、課題や方針の検討をしていただくとともに、パブリック・コメントによる意見募集や市民説明会を開催し、改訂を行いました。 改訂にあたり御尽力いただきました「地区まちづくり懇話会」「庁内まちづくり研究会」「改定委員会」並びに「都市計画審議会」の皆様をはじめ、貴重な意見をいただきました市民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

行橋市長 田中 純

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
1-1. 都市計画マスタープランの概要 ・・・・・・・・・・	1
1. 都市計画マスタープランとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
1-2. 行橋市都市計画マスタープランの構成 ・・・・・・・・	2
1. 位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 行橋市都市計画マスタープランの見直し方針 ・・・・・・・・ 3. 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
4. 行橋市都市計画マスタープランの構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 求められる都市づくりの視点	6
2-1. 行橋市におけるこれからの都市づくりの視点 ・・・・・	6
2-2. 都市づくりの課題と方向性 ・・・・・・・・・・・	8
1. 土地利用・市街地形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
3. 景観形成 •••••••••••••••	1 1
4. 都市防災 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
第3章 全体構想	13
第3章 全体構想 3-1. 都市づくりの目標と基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・	13
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 1 3 1 4
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 1 3 1 4 1 4
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 1 4 1 4 1 5 1 6
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 13 14 14 15 16
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 14 14 15 16 16
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 6 1 7 1 8 2 2
3-1. 都市づくりの目標と基本方針	1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 6 1 7 1 8 2 2
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 1. 20 年後の将来を見据えるための前提条件 2. 総合計画における将来像 3. 市民意向による求められるまちのイメージ 4. 将来都市像と基本方針 3-2. 将来都市構造 1. 拠点 2. 交通交流軸 3. ゾーニング 3-3. 分野別の都市づくりの方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地形成の方針 2. 市街地形成の方針 4. 供給処理施設等の整備方針 4. 供給処理施設等の整備方針	13 14 14 15 16 16 17 18 22 28
3-1. 都市づくりの目標と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 14 14 15 16 16 17 18 22 28 30

第4章 地域別構想	5 0
4-1. 地域区分 ·········	5 0
4-2. 行橋地域(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
1. 地域の将来像と地域づくりの目標 ・・・・・・・・・・・・	5 1
2.地域づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
4 – 3. 蓑島・今元・仲津地域 ・・・・・・・・・・・・	5 4
1. 地域の将来像と地域づくりの目標 ・・・・・・・・・・・	5 4
2. 地域づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
4-4.泉・今川地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
1. 地域の将来像と地域づくりの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
2. 地域づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
4 – 5. 稗田・延永・椿市地域 ・・・・・・・・・・・・・・	6 0
1. 地域の将来像と地域づくりの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0 6 0
2. 地域 2 (9 0) / リョー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 0
第5章 都市づくりの推進方策	6 3
第5章 都市づくりの推進方策 5-1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
5 - 1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・ 1. 重点的な取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3 6 3 6 6
5 - 1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3 6 3 6 6 7 1
5-1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 63 66 71 72
5-1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 63 66 71 72 72 73
5-1. 都市づくりの実現に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 63 66 71 72 72 73
5-1. 都市づくりの実現に向けて 1. 重点的な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 63 66 71 72 72 73
5-1. 都市づくりの実現に向けて 1. 重点的な取組み 2. 都市計画における各種制度・事業の活用 3. その他法令に基づく制度 5-2. 都市づくりの推進体制 1. 都市づくりの推進に向けた取組み体制 2. 取組みの基本方針 1. 行橋市の都市概況 2. 検討組織 2. 検討組織	63 63 66 71 72 72 73

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1. 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

市民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫のもと市民の意見を反映し、都 市づくりの将来ビジョンを確立するとともに、将来の目指すべき「都市」の姿を定め るものです。

2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画を考えていく際の基本的な指針となるとともに、市民と行政が一体となって都市づくりを進めていく上での共通指針としての役割を果たすものです。

具体的には、以下のような4つの役割があります。

1. 市町村の都市づくりの長期的なビジョンを示します

概ね 20 年先の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による都市の将来ビジョン (将来像) を示すものです。

2. 個別の都市計画の決定または変更の際の指針となります

都市計画に関わる法制度や事業等は、マスタープランに即した計画決定や変更を行う必要があり、個別の都市計画における上位計画となります。

3. 個別のまちづくりに関する施策・事業の相互調整を図ります

まちづくりに関する個別の計画や施策・事業の相互調整を図り、都市計画に 関連する体系的な指針の役割を担います。

4. 市民のまちづくりへの関心と理解を深め協働の実現を目指します

マスタープランの策定をきっかけに、まちづくりや都市計画に関する市民の 関心や理解を深め、官民協働の都市づくりの実現を図るための役割を担います。

1-2. 行橋市都市計画マスタープランの構成

1. 位置づけ

行橋市都市計画マスタープランは、国・県の計画及び「行橋市総合計画」等の上位 計画に基づき、本市の都市づくり(都市計画)の基本方針を示すものであり、今後の 行橋市の都市づくりに必要となる個別・具体的な都市計画の決定や変更、都市施設の 整備をはじめとした各種個別事業等を推進する上での法的な根拠及び位置づけを担 うものです。

行橋都市計画区域 福 福岡県総合計画 福岡県国土利用計画 マスタープラン 岡 (都市計画区域の整備、 県 開発及び保全の方針) 行橋市総合計画 行橋市国土利用計画 即す 行 都市計画以外の 行橋市都市計画 住民の意向 分野における マスタープラン 橋 行政計画 反映 整合 (産業・福祉・ 環境・観光等) 市 展開 展開 連携 各分野のマスタープラン 具体的な事業の展開・制度の活用 緑の基本計画 景観計画 地域地区・地区計画・協定制度 総合都市交通計画 下水道計画 都市施設等の整備事業 など 市街地整備事業 住宅マスタープラン など

図1 行橋市都市計画マスタープランの位置づけ

2. 行橋市都市計画マスタープランの見直し方針

本市は、平成 13 年 3 月に「行橋市都市計画マスタープラン」を策定し、京築地域の中核として、東九州自動車道や国道 10 号バイパス、国道 201 号バイパス等の広域交通網の整備や、行橋駅西口地区土地区画整理事業による都市基盤整備等、利便性が高く住みやすいまちを目指して都市づくりを進めてきました。

一方で、適切な土地利用コントロールが行われないまま、モータリゼーションの進展とともに中心市街地から郊外部へと住宅地開発等が広がることで市街地の拡散が進み、商業施設の求心力の低下等により、中心市街地が衰退しています。

また、これからの日本は人口減少という大きな問題を抱えています。本市において も人口減少社会に備え持続可能な地方都市を目指す必要があります。人口減少社会で は、高度成長期に膨らんだ社会基盤を全て維持していくことが、財政的に困難になる ため、効率的でスリムな都市形成、つまり「集約型都市づくり」を推進していく必要 があります。

計画策定後、10年以上が経過して、本市の概況および上位・関連計画、法改正の状況を受け、以下の方針に基づき、計画の見直しを行いました。

- 概ね 10 年ごとにその時の社会経済情勢や市民の意向を確認し、ニーズの変化に応じた見直しを行う。(時点修正)
 - ・全体構想における事業進捗・市民ニーズ等を踏まえた見直し
 - ・地域別構想における事業進捗・市民ニーズ等を踏まえた見直し
- 人口減少社会を見据えた、集約型都市づくりに向けて、ストックとなる 社会資本整備につながる適切な土地利用の方針の充実を図る。
 - ・将来都市構造の検討
 - ・全体構想における土地利用に関する方針の検討
- 広域交通網の整備や市街地開発等、都市基盤整備の状況を踏まえた、都市活力の創出につながる方針の充実を図る。
 - ・将来都市構造の検討
 - ・全体構想における土地利用・交通に関する方針の検討
- ⇒ 新たに施行された法規制等を踏まえ、景観形成や都市防災の視点からの 都市づくりの方針の充実を図る。
 - ・全体構想における景観形成、都市防災に関する方針の検討

3. 計画期間

行橋市都市計画マスタープランの計画期間は、概ね 20 年先を見据えた計画とするため、基準年次を策定年次である平成 27 年(2015 年)とし、平成 47 年(2035 年)までとします。

基準年次: 平成27年(2015年)

目標年次:平成47年(2035年)



行橋インターチェンジ

4. 行橋市都市計画マスタープランの構成

行橋市都市計画マスタープランの構成は、以下の通りとなっています。

第1章 都市計画マスタープランの概要

- 1. 都市計画マスタープランの概要
- 2. 行橋市都市計画マスタープランの構成

第2章 求められる都市づくりの視点

- 1. 行橋市におけるこれからの都市づくりの視点
- 2. 都市づくりの課題と方向性

第3章 全体構想

- 1. 都市づくりの目標と基本方針
- 2. 将来都市構造
- 3. 分野別の都市づくりの方針
 - 1)土地利用の方針
 - 2) 市街地形成の方針
 - 3) 交通の整備方針
 - 4) 供給処理施設等の整備方針
 - 5) 自然的環境の保全・整備の方針
 - 6) 景観形成の方針
 - 7) 都市防災の方針

第4章 地域別構想

- 1. 地域区分
- 2. 地域別の将来像と地域づくりの目標、方針

第5章 都市づくり推進方策

- 1. 都市づくりの実現に向けて
- 2. 都市づくりの推進体制

資料編

- 1. 行橋市の都市概況
- 2. 検討組織
- 3. 市民アンケート調査結果(概要)
- 4. 地区まちづくり懇話会の開催概要
- 5. 用語解説

第2章 求められる都市づくりの視点

2-1. 行橋市におけるこれからの都市づくりの視点

□ 京築エリアにおける拠点を担う中核都市づくり

- ●本市は北九州都市圏の京築エリアにおける中核都市で、エリア内で最も人口が多く、行 橋駅にはJR九州の特急が全て停車し、京築エリアの玄関口としての顔を持っています。
- ●また、産業活動や文化・情報発信の拠点として、都市機能の集積を図りながら、本市固有の魅力を活かした活力ある都市づくりが求められています。
- ●東九州自動車道や国道 201 号バイパス等、広域交通ネットワークの整備を推進するとと もに、交通利便を活かした拠点の整備が求められています。



図 2 位置図

□ 中心市街地の再活性化と集約型都市づくり

- ●商業・業務・文化・交流等の多様な機能が集積することにより、市民の日常生活が魅力 あるものとなるよう、中心市街地の再活性化を図るとともに、郊外における無秩序な商 業開発を抑制し都市機能の拡散を防止すること等による、都市活力の向上につながる集 約型都市づくりが求められています。
- ●効率的な都市基盤整備につながるまとまりある市街地の形成に向け、拡散・点在する無 秩序な住宅開発等に対する適切な規制誘導を実施することにより、土地利用の集約化と ストックとなる社会資本の誘導が求められています。

□ 安全で快適な市街地環境・集落環境の整備

- ●生活を支える上・下水道や身近な道路や公園等の都市施設の整備・改善により、住み続けたいと感じられる住環境の向上に向けた市街地環境の整備が求められています。
- ●また、農漁村部では、集落の活力維持・向上につながる地域環境の改善や、持続的な生業を支える施設の充実等を図るとともに、美しい里の風景を形成している農地や山林、 海辺の環境の保全を図ることが求められています。
- ●地震や津波、洪水や火災等、様々な災害に対する防災施設・避難所等の整備・充実を図るとともに、災害発生時において、市民の適切な避難行動を確保する地域環境の整備が求められています。

□ 固有の魅力を活かした地域環境づくり

- ●穏やかな海と緑豊かな山、市内を流れる川や点在するため池等の水辺とまとまりある田 園等は、それぞれが地域の魅力を醸し出している重要な景観を構成する資源です。
- ●また、市内に点在する多くの歴史的建造物、それらとともにある祭事や伝統行事、豊かな海の恵みであるカキやワタリガニ等の水産資源もまた、本市の人々の営みとともにある地域を特徴づける資源です。
- ●これらの自然や風土、それらとともにある人々の営み、歴史的資源や地域固有の文化は、 地域固有の魅力を形づくるものとして、これらを活かした景観まちづくりの推進による 魅力ある地域環境の保全・形成が求められています。

□ 人にやさしい地域環境づくり

- ●活力ある都市づくりや、魅力ある地域づくりには、ひとづくりが不可欠です。
- ●まちづくりの将来の担い手となる子どもを安心して産み、育て、住み続けたくなる地域 環境にふさわしい歩行空間や公園等の施設整備を充実し、ユニバーサルデザインの推進 を図るとともに、健全な地域コミュニティの育成につながる取組みが求められています。
- ●また、子どもからお年寄りまで多様な世代がともに暮らせる地域環境にふさわしい、既存施設のバリアフリー化の推進や、多世代交流の場づくり等、ハード・ソフト両面からのまちづくりが求められています。

2-2. 都市づくりの課題と方向性

1. 土地利用·市街地形成

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○無秩序な市街地の拡散・拡大を抑制する土地利用コントロール
 - ・行橋インターチェンジ周辺における乱開発の抑制と計画的な土地利用の誘導
 - ・市街地と周辺部の違いがわかる、メリハリのある土地利用規制の検討(用途白地地域における住宅開発への規制誘導)
 - ・良好な住環境の形成に資する質の高い住宅開発の誘導(基盤施設の整備を伴わない小規模な宅地開発の抑制。開発に伴い整備される道路・公園等の質の向上)
 - ・郊外型の大型商業施設の分散(点在化)の防止

○恵まれた自然環境の保全

- ・優良な農地や森林環境の保全と集落地の活力維持
- ・環境に影響を与える施設等の立地抑制による水環境の保全

○中心市街地の再活性化

- ・空き家・空き店舗対策
- ・土地利用更新による市街地環境の再生
- ・中心市街地としての付加価値を高める魅力づくり
- · J R 行橋駅東西が一体となった中心市街地の形成

○広域交通網を活かした拠点づくり

- ・北九州都市圏の一翼を担う産業誘致
- ・自然的・歴史的な地域資源を活かした観光振興



【都市づくりの方向性(重要なテーマ)】

- ○将来的な人口減少を見据えたまとまりある市街地の形成と周辺部の保全
- ○京築エリアの拠点にふさわしい中心市街地の再生
- ○臨海部を中心とした産業振興
- ○恵まれた自然と調和した快適な住環境の整備
- ○広域交通網と地域資源を活かした観光振興

2. 都市施設(交通環境、自然的環境、供給処理施設等)

(1)交通環境

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○道路網の充実・道路環境の改善
 - ・東九州自動車道の計画幅員の早期確保
 - ・国道 201 号バイパスの計画幅員の早期確保と延伸整備
 - ・国道 10 号バイパスの計画幅員の早期確保、外環状を担う幹線道路の整備
 - ・県道門司行橋線を中心とした臨海部における南北交通網の強化
- ○安心・安全な交通環境への改善
 - ・通学路等、日常生活における主要な動線を担う道路における歩道の整備
 - ・バリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの推進
 - ・緊急車両等の通行が可能となる地区内幹線道路の整備(狭あい道路の拡幅整備)
- ○地区特性を活かした魅力ある歩行空間の整備
 - ・河川沿いの散策路や史跡を結ぶ散策路の整備
- ○公共交通の利便性の向上
 - ・公共交通の拠点としての駅前広場の整備・改善
 - ・鉄道・バスの利便性の向上と公共交通不便地域の解消(新たな公共交通の整備)
- ○老朽化する施設の適切な維持・管理と更新



【都市づくりの方向性(重要なテーマ)】

- ○広域的かつ市内の骨格を形成する幹線道路網の整備
- ○臨海部の産業活動を支える骨格を担う道路の整備
- ○多様な世代の人にやさしい交通環境の形成
- ○公共施設のアセットマネジメント (適切な整備・維持)

(2) 自然的環境

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○身近な公園・広場の充実
 - ・日常生活で身近に利用できる公園の整備(不足地域の解消)
 - ・長寿命化対策 (既存施設の改善)
- ○都市防災との連携
 - ・避難所機能の整備と適正な配置
- ○地域の特色を活かした公園の整備
 - ・海・山・河川等の自然、史跡・寺社等の歴史・文化、ため池、自衛隊基地を活かした 公園の整備
 - ・中心市街地における休憩や交流機会づくりに資する公園・広場の活用
- ○都市内緑地の創出 (緑化の推進)



【都市づくりの方向性(重要なテーマ)】

- ○暮らしに身近な潤いと交流機会の創出
- ○都市防災との連携(貴重なオープンスペース)
- ○特色を活かした観光振興
- ○公共施設のアセットマネジメント (適切な整備・維持)

(3) 供給処理施設等

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○快適な生活を支えるインフラの早期整備
 - 公共下水道の早期整備
 - ・集落排水の接続率アップ、合併処理浄化槽の整備促進による下水環境の改善
 - ・上水道の整備促進、水源地の環境保全
 - ・ゲリラ豪雨・台風等による浸水・冠水対策の推進
- ○施設の適切な維持・管理と更新



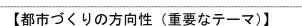
【都市づくりの方向性(重要なテーマ)】

- ○持続可能な住環境の形成
- ○公共施設のアセットマネジメント (適切な整備・維持)

3. 景観形成

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○景観まちづくり条例に基づく景観形成の推進
 - ・都市の顔となる中心市街地の景観整備と魅力ある商店街の形成
 - ・河川・海等の水辺景観の整備・活用
 - ・潤いと落ち着きのある低層系住宅地のまちなみ景観の保全・形成
 - ・美しい自然や田園風景の保全
- ○新たな開発等に対する景観誘導
- ○魅力ある景観を活かした観光・交流の促進
 - ・観光ルートとなる道路景観のコントロール(屋外広告物・サイン等の整備)
 - ・歴史的資源を活かした回遊ルートの景観整備・活用



- ○土地利用との連携(まとまりある市街地、農地・山林の保全)
- ○美しい風景や魅力ある景観を活かした観光・交流の推進



須佐神社

4. 都市防災

【事業進捗状況とまちづくりにおける課題】

- ○災害を未然に防ぐ事業・施策の推進
 - ・急傾斜地の崩落防止対策や砂防事業、河川改修や防潮対策等の推進
 - ・建築物等の不燃化・耐震化の推進
- ○防災拠点機能の整備・強化
 - ・避難地・避難所の確保(公園・広場等の整備と機能の充実)
 - ・消火栓・防火水槽・防災無線等の整備
 - ・緊急車両の通行可能な生活道路の整備・改善(民間の開発に対する指導等)
- ○減災に向けたまちづくりの推進
 - ・ハザードマップ等の情報の周知
 - ・災害時に機能する施設の確保(道路・公園・公共公益施設等)
 - ・防災に関する市民意識の向上、地域による自主防災組織づくりの推進

【都市づくりの方向性 (重要なテーマ)】

- ○災害に強い都市基盤の整備
- ○災害に備えた市街地環境の整備(民間開発との連携)

第3章 全体構想

3-1. 都市づくりの目標と基本方針

1. 20年後の将来を見据えるための前提条件

【将来の人口動向】

- ・これまで一貫して人口増加傾向が続いていた本市においても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年以降、減少に転じる予測となっています。
- ・一方で、世帯人員の減少が続いていることもあり、20 年後の平成 42 年においても世帯 数は増加傾向が続く予測となっています。
- ・人口構成では、平成 22 年において 25 歳未満の人口が他の世代に比べ少ない少子化の影響もあり、20 年後の平成 42 年には人口バランスが逆ピラミッドに近くなっていく予測となっています。また、高齢化率も平成 22 年 (実績値)では 23.9%であるのに対し、平成 42 年では 33.1%まで上昇する予測となっています。

資料:平成25年3月推計結果/国立社会保障·人口問題研究所

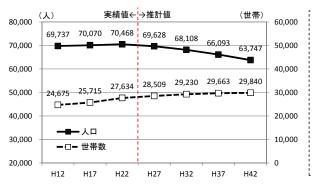
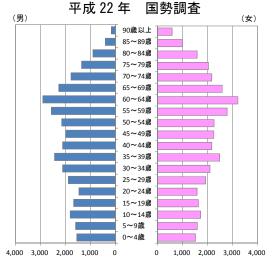


図3 本市の将来人口と世帯数の推計

推計人口 …国立社会保障・人口問題研究所 による平成25年3月推計値(基 準年は平成22年国勢調査) 推計世帯数…過去30年の世帯人員をもとに、

推計世帯数…過去30年の世帯人員をもとに、 回帰分析により将来世帯人員を 算出。人口問題研究所算出の推 計人口に割戻すことにより、将 来世帯数を算出

図 4 男女別人口構成(左:実績値、右:推計値)





2. 総合計画における将来像

第5次行橋市総合計画(平成24年度~平成33年度)では、市民が強く願う「安心・安全のまちの実現」をこれからの全てのまちづくりの基調とするとともに、豊かな自然の中で、農業・漁業の多様な特産物に恵まれていることや特色ある地域文化・歴史文化に囲まれていること等を活かして「魅力いっぱいのゆくはし」の実現を目指しています。

さらに、全国でも有数の産業集積地域の中央に位置する立地特性や恵まれた広域交通条件等を活かして、日本はもとよりアジアを中心とする世界を視野に入れた「人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはし」の実現を目指しています。

これらを踏まえ、本市が目指す目標イメージとして、将来都市像と3つの基本目標 およびまちづくりの指標となる総人口の目標値を掲げています。

<行橋市の将来都市像>

魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし

基本目標1 ひとが賑わうまち(インフラ整備、産業活性化)

基本目標2 ひとを育むまち (ライフステージ支援、心とからだ育成)

基本目標3 ひとをつなぐまち(地域コミュニティ、行政経営)

<平成33年度における行橋市の目標人口>

72.000人

3. 市民意向による求められるまちのイメージ

市民アンケート調査や地区まちづくり懇話会で出された本市が目指していく都市のイメージとしては、「安全・安心」「快適な暮らし」「産業振興」「活きる・活かす」「観光・交流」等のキーワードが中心となっています。

<市民アンケート調査における目指すべき都市像>

- ○福祉や医療が充実した安心して暮らせるまち
- ○道路・下水道等の生活環境が整ったまち
- ○防災・防犯対策等が充実した安全に暮らせるまち

<地区まちづくり懇話会における目指すべき本市のまちづくりのテーマ>

歩いて楽しいまち/自然・歴史・観光・人が活きるまち/ アグリを育てて、安心・快適な学園都市/暮らしやすいまちづくり/ 自然・歴史・文化を活かした観光まちづくり/

地区の特産(米・野菜・水辺の環境)をたくさんつくるまちづくり

4. 将来都市像と基本方針

本市における目指すべき都市の姿(将来都市像)は、まちづくりの基本的な指針である「第5次行橋市総合計画」で掲げる将来像および目標人口を継承し、この実現に向けて重視すべき都市づくりのテーマとして、4つの基本方針を掲げます。

<将来都市像>

魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし

<都市づくりの基本方針>

基本方針 1

京築地域の中核都市にふさわしい魅力とまとまりある市街地の形成

- ●中心市街地の機能集積と魅力の醸成
- ●土地利用コントロールによる社会ストックとなる開発の誘導と無秩序な開発の拡散の抑制
- ●公共交通の利便性の向上

基本方針 2

広域交通網と地域資源を活かした 産業力の向上

- ■広域交通網・産業を支える幹線道路等の整備
- ●企業誘致による産業力の強化
- ●歴史・文化等の資源、農業・漁業等の生業を活かした新たな産業の創出(観光活性化)

基本方針3

暮らしにやすらぎと豊かさを彩る 水と緑豊かな住環境の形成

- ●市街地内における多様な緑とオープンスペースの創出
- ●河川・ため池等の身近な水辺の整備・活用
- ●美しい自然や里の風景の保全

基本方針4

災害等に備えた安心して暮らせる 都市インフラの整備

- ●誰もが安心して安全かつ快適に住み続けられる都市インフラの整備と維持
- ●災害に備えた都市基盤の形成

3-2. 将来都市構造

都市づくりの基本方針を踏まえ、将来の都市構造については、現在の都市構造を基本に、人口減少社会を見据えながら集約型のまとまりある都市構造の実現につながるまちの姿を目指します。

1. 拠点

(1) 中心拠点

- ・京築地域の中核都市にふさわしい本市の中心的な役割を担う拠点として、行橋駅東西 に広がる中心市街地と連続する市街地を「中心拠点」と位置づけ、公共公益機能をは じめ多様な機能の強化・集積を図ります。
- ・行橋の顔を担う拠点として、市内外の人々が魅力を感じる市街地環境の整備を図ることにより、本市の魅力を牽引する都市環境の形成を図ります。

(2) 地区拠点

・本市の周辺部にあたる市街地や集落地等において、地域の人々の日常的な交流機会を 創出する学校・公民館・日常生活サービス施設等が集積する場所を「地区拠点」と位 置づけ、日常的な地域活動の拠点を担うとともに、災害時には、地域の中心的な防災 拠点として機能するよう、機能の充実・強化を図ります。

(3) 広域交通結節点

- ・北九州・京築地域や大分県をはじめとした九州各地を結ぶ東九州自動車道行橋インターチェンジ周辺と行橋駅周辺を、広域的な交通網における玄関口として「広域交通結節点」と位置づけ、人や物の円滑な移動やアクセス性の向上につながる結節機能の強化を図ります。
- ・行橋インターチェンジ周辺では、市内からインターチェンジへのアクセスとインター チェンジから市内各地への良好なアクセスを確保し、都市の玄関口にふさわしい拠点 としての環境整備を図ります。

2. 交通交流軸

(1) 広域道路軸

・広域的な都市間を連絡することにより、人や物の流通・移動による都市活力の基盤を担う道路となる東九州自動車道・国道 10 号バイパス・国道 201 号バイパスを「広域道路軸」と位置づけ、早期整備と機能の強化を図ることにより、産業活動における都市間連携を構築する広域的なネットワークとして、積極的に活用を図ります。

(2)都市内道路軸

・都市内における日常生活・産業活動を支える幹線道路である国道・県道・都市計画道 路等を「都市内道路軸」と位置づけ、各路線における機能の強化や新規路線の整備を 図ることにより、中心拠点と各地域との相互間連携、地域間における円滑な移動、隣 接する都市との日常的な往来を支える道路ネットワークの形成を図ります。



行橋インターチェンジから周防灘までの眺め

3. ゾーニング

(1) 中心市街地

・行橋駅を中心に東西へ広がるエリアを「中心市街地」と位置づけ、商業・業務・文化・ 公共公益施設等の多様な都市機能の集積と、中高層住宅等の立地を促進し、多様な機 能を効率的に配置することで、日常生活が歩いて完結できる市街地の形成を目指しま す。

(2) 一般市街地

- ・中心市街地から連続して形成される市街地を「一般市街地」と位置づけ、低層住宅を中心とした住宅市街地と幹線道路沿い等を中心に、周辺の生活を支える日常サービス施設等が立地することで、ゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。
- ・一般市街地では、効率的な都市基盤施設の整備を推進することを目指し、一定の密度 を有したまとまりある市街地環境の形成を目指します。

(3) 周辺市街地

・市南部エリアの交通結節点を担う、新田原駅周辺に形成される市街地を「周辺市街地」 と位置づけ、低層住宅を中心とした住宅市街地の形成と、駅や国道 10 号の交通利便を 活かした地域の生活を支える日常サービス施設等が集積する、まとまりある市街地の 形成を目指します。

(4)工業・流通業務地

- ・稲童工業団地や既存の工業地を「工業・流通業務地」と位置づけ、周辺の住環境や自 然環境に配慮した市街地の形成を目指します。
- ・ 充実した広域交通施設を活かし、北九州・京築地域や大分県等との連携を視野に入れ た事業所等の誘致に努め、既存の産業と一体となった産業力の向上に努めます。

(5) 主な集落地

・市街地の周辺、山地・丘陵地の近くに形成された集落、開発団地等を「集落地」と位置づけ、周囲の豊かな自然と調和したゆとりある田園居住地の形成を目指すとともに、 集落活力の維持・醸成に努めます。

(6)農地

・市内に広がる田畑や果樹園等を「農地」と位置づけ、無秩序な開発を抑制し、営農環境の向上を図ることにより、まとまりのある優良な農地の保全を図ります。

(7) 山地・樹林地

・市西部に位置する平尾台・塔ヶ峰・観音山や、市南部に位置する御所ヶ谷・馬ヶ岳、 市東部に位置する蓑島山・覗山等を「山地・樹林地」と位置づけ、豊かな緑をたたえ る都市環境の骨格を担う自然地として適切に保全を図ります。

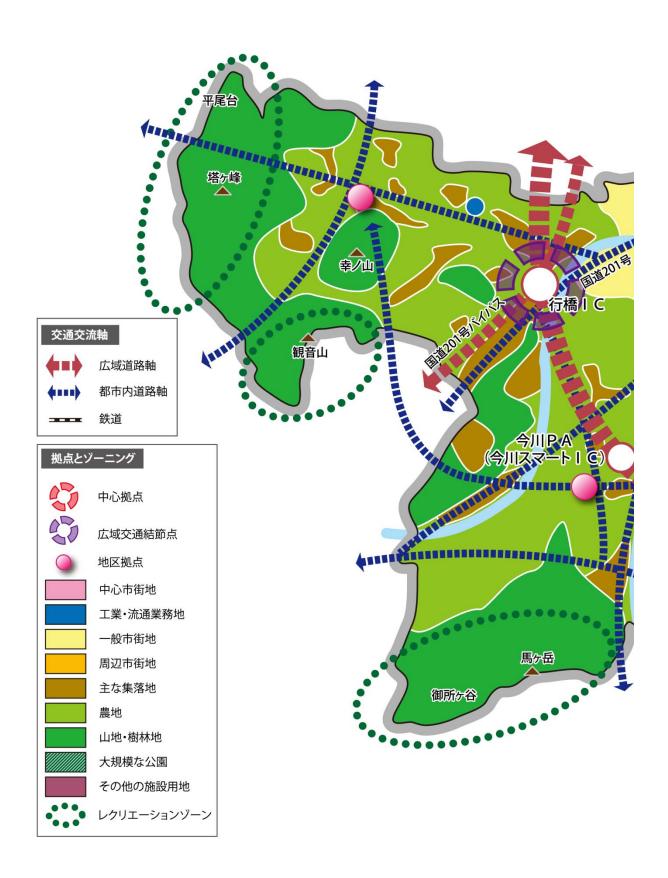
(8) レクリエーションゾーン

・北九州国定公園・筑豊県立自然公園に指定されている山地・樹林地や海辺を「レクリエーションゾーン」と位置づけ、貴重な自然環境、美しい景観、歴史的資源等を活かした都市の憩いの場として活用を図るとともに、広域的な観光資源として積極的な活用を図ります。



馬ヶ岳城本丸からの風景

図 5 将来都市構造





0 500 1,000 2,000m

3-3. 分野別の都市づくりの方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

■集約型都市づくりに向けたまとまりある市街地・集落地の形成

- ・将来的な人口減少を見据え、まとまりある市街地の形成を目指し、中心拠点を担う中心市街地の再生とともに、周辺市街地や一般市街地における良好な開発の集約・誘導を図ります。
- ・無秩序な小規模開発を抑制する一方で、社会ストックとなる良好な開発を誘導することにより、良好な市街地やまとまりある集落地の形成を目指します。
- ・ 行橋駅周辺やインターチェンジ周辺では、広域交通の玄関口にふさわしい適切な土地 利用につながるコントロールの適用を実施します。

■恵まれた自然的環境の保全と活用

- ・周辺部に広がる優良な農地は、食料の生産基盤を担う活力ある産業の場であるととも に、美しい田園風景を形成する重要な資源として、保全と活用を図ります。
- ・豊かな緑を有する山林・樹林地や水辺からなる自然的環境を適切に保全するとともに 自然と共生した豊かな生活の実現に向けて活用を図ります。

(2) 土地利用類型別の方針

1) 中心市街地

・行橋駅東西の市街地では、商業・業務・文化・公共公益施設等の多様な都市機能の集積や、中高層住宅の立地を誘導することによるまちなか居住を促進することにより、 歩いて暮らせる都心型の市街地としての再生を促し、中心拠点としての機能の向上に 努めます。

2) 沿道型市街地

・国道 201 号と県道直方行橋線沿線(それぞれ旧国道 10 号区間)では、交通利便の高さを活かした沿道型の日常生活を支える商業・サービス機能の集積を図り、背後に広がる住宅地との緩衝帯としての沿道型市街地の形成を図ります。

3) 工業・流通業務地

- ・市街地内の既存の工業地では、敷地内の緑化を促進するなど周囲の居住環境に配慮しつつ、本市の産業を担う重要な雇用創出の場として、機能の維持を図ります。
- ・稲童工業団地等、周囲に農地や集落等が広がる地域における工業地では、周辺の自然 環境と調和のとれたゆとりある産業の場として、緑化を推進するとともに、さらなる 事業所等の誘致を図り、産業機能の集積を図ります。
- ・整備が進む東九州自動車道・国道 201 号バイパス・国道 10 号バイパス等、充実した 広域交通網を活かし、既存の工業地との連携を見据えながら、さらなる事業所等の誘 致を進めるために、新たな工業・流通業務地の整備を検討します。

4) 一般住宅地

- ・大規模な開発団地等、計画的に開発・整備された住宅地では、低層住宅を中心とした ゆとりある住環境の保全を図るとともに、個々の宅地内での緑化を誘導しつつ、身近 な公園や街路樹等による公共空間の緑化に努め、緑豊かな快適な住環境の形成を図り ます。
- ・住宅と商業・業務施設等が混在する地域では、商業・業務施設による周囲の住環境に 与える影響を最小限となるよう誘導するとともに、住環境の保全に努めることにより、 日常的な生活利便を享受しつつ、暮らしやすい住宅地としての良好な環境の形成を図 ります。
- ・今後、新たに開発される住宅地では、小規模な開発を抑制しつつ、安全かつ良好な住宅地の形成に資するよう、地区計画や建築協定等の導入を検討し、ゆとりと潤いのある質の高い住宅市街地の形成を図ります。
- ・緊急車両等が通行できない道路が集中する地域では、地域内の主要な道路の整備・改善等に努め、安心して暮らし続けることのできる住環境の形成を図ります。
- ・地区の特性に基づき、高度利用や特定の用途混在を前提としない住宅地では、適正な 容積率の設定、用途地域の適用、地域地区制度・地区計画制度の活用等により、地区 の実情に応じた良好な住環境の形成を図ります。

5) 周辺市街地

- ・新田原駅周辺から国道 10 号以東に広がる周辺市街地では、駅・幹線道路沿道等、交通利便の良さから日常生活サービス施設・公共公益施設等が集積しており、周辺に広がる住宅地とともに、生活利便を活かした複合型市街地の形成を図ります。
- ・国道 10 号沿道では、日常生活サービス施設・公共公益施設等、交通利便を活かした土地利用を図り、背後に広がる住宅地と交通量の多い幹線道路との緩衝帯としての機能の維持に努めます。

6)農地・集落地

- ・ほ場整備により優良なまとまりある農地を確保し、農産物の需要変化に柔軟に対応できる重要な生産の場としての機能の維持・向上を図るなど、農地の生産性の向上や営農環境の充実を図ります。
- ・市街地周辺に広がるまとまった農地は、都市の治水・遊水空間等としての多様な機能を有しているとともに、都市における良好な自然的環境を構成する重要な要素のひとつとして、土地利用転換の適正化による無秩序な農地の宅地化の抑制に努め、適切に保全を図ります。
- ・集落地では、生活道路・排水施設等の整備や改善、身近に集える広場・公園等の充実 に努め、農林漁業等の生産活動と居住環境の両面から、集落環境の向上による活力の 維持を図ります。

7) 山地・樹林地

・本市の西部と東部に広がる山地・樹林地は、本市の貴重な自然環境であり、市街地の 遠景や集落地の背景として、また緑豊かな都市環境を形成する重要な要素として、適 切な維持・管理による保全を図るとともに、身近に自然を楽しめる場としての活用を 図ります。

8) 自然保全エリア

- ・平尾台・塔ヶ峰、観音山、馬ヶ岳・御所ヶ谷等の山地は、貴重な自然環境を有しており、それぞれ北九州国定公園・筑豊県立自然公園として、適切に保全するとともに、 広域的なレクリエーションの場として活用を図ります。
- ・ 蓑島山の山地や周防灘沿岸の蓑島・長井地区の海岸部は、海辺の樹林地や海浜が広がり、貴重な海辺の自然環境と美しい自然景観を有しており、筑豊県立自然公園として、 適切に保全するとともに、広域的なレクリエーションの場として活用を図ります。

(3) 課題に対応した土地利用コントロールの方針

1) まとまりのある市街地の形成に向けた土地利用の規制・誘導

- ・集約型都市づくりを目指し、まとまりある市街地の形成に向け、一定の密度を有する 市街地を設定(用途地域界の見直し)するとともに、都市機能の分散を抑制するため、 特定用途制限地域等の適切な地域地区の指定を実施します。
- ・また、良好かつ安全に住み続けられる市街地の形成や社会ストックとなる良好な住宅 開発の誘導を目指し、市の開発制度における審査基準の見直し等を検討します。
- ・周辺部では、地域の活力を維持しつつ、安心して安全に住み続けられる集落地の形成 に向け、田園居住にふさわしいゆとりある住宅開発の誘導を図ることとし、建築形態 規制の見直し、市の開発制度における審査基準の見直しや景観法に基づく景観配慮の 義務づけ等について検討します。

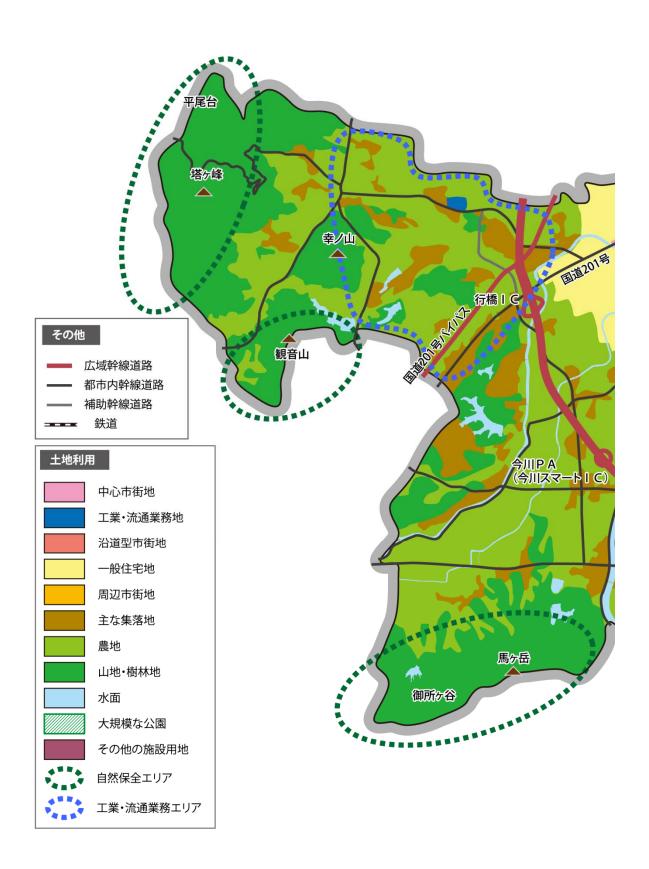
2) 土地利用転換を踏まえた用途地域の指定・見直し

・すでに宅地化が進んでいる地域や、幹線道路等の整備により土地利用転換が行われた 地域、積極的な土地利用の誘導を目指す地域、現状の用途地域と乖離した土地利用が 見られる地域では、それぞれの地域特性に応じた適切な土地利用の規制・誘導につな がるよう、用途地域の指定・見直し、あるいは必要に応じて地域地区制度・地区計画 制度の適用等を実施します。

3) 市街地内における低利用地・未利用地の検討

・市街地内において、都市的土地利用が進まない地域では、周辺の土地利用の動向や基盤整備の状況等を勘案し、今後、計画的な市街化の見通しを踏まえ、用途地域の見直し等も踏まえた適切な土地利用の規制・誘導や計画的な市街地整備の検討を行います。

図 6 土地利用方針図





0 500 1,000 2,000m

2. 市街地形成の方針

(1)基本方針

■中心拠点・地区拠点の形成

・京築地域の中核都市にふさわしい、本市の中心的な機能を担う中心拠点の形成・充実 を図るとともに、地域の交流機能や防災機能を担う地区拠点の形成・充実を図ります。

■既成市街地の再生と住環境の向上

・中心市街地と既成市街地では、道路・公園等の都市施設の整備・充実を図り、快適に 住み続けられる既成市街地の再生と住環境の向上を図ります。

■計画的な市街地の形成と無秩序な開発の抑制

・人口減少社会における持続可能な市街地環境の形成を目指し、小規模かつ無秩序な開発を抑制し、社会ストックとなる質の高い開発の誘導等による計画的な市街地の形成を図ります。

(2) 市街地形成の方針

1)拠点の形成

- ・行橋駅東西に広がる中心市街地は、本市の中心拠点にふさわしい多様な都市機能の充 実を図るとともに、市内外の多くの人が利用しやすい歩きたくなる市街地環境の整備 を図ります。
- ・ 行橋駅と駅周辺では、広域的な交通結節拠点にふさわしい結節機能の充実を図るとと もに、安全な交通環境の形成を図ります。
- ・行橋駅東地区では、多くの店舗や歴史的建造物、舟路川等の地域資源を活用し、多く の人が訪れたくなる市街地環境の充実を図ります。
- ・行橋駅西地区では、充実した道路交通環境・公園等による良好な都市環境を活かし、 歩いて暮らせる都心型居住を中心とした市街地の形成を図ります。
- ・中心市街地には行橋駅等の主要交通施設や市役所等の公共施設が多く集積しており、 地区全体としてのバリアフリー化を促進し、歩きやすい市街地環境の形成を図ります。
- ・地区拠点では、公共公益サービス機能等の集積を図り、地域の人々の日常的な交流を 促進するとともに、災害時等における防災機能の強化・充実を図ります。

2) 既成市街地の改善

- ・通学路等をはじめとした身近な生活道路・公園等の都市施設の整備・改善を進め、誰 もが安心して住み続けられるよう、既成市街地の改善・更新を図ります。
- ・緊急車両等が通行できない道路が集中する地域等の防災上問題のある市街地では、地域内の主要な道路の整備・改善等に努め、安心して暮らし続けることのできる市街地の形成を図ります。

3) 進行市街地

- ・都市機能の拡散を防止するとともに、社会ストックとなる質の高い開発の誘導を図る ため、用途地域の指定や市の開発許可基準の強化等を図ることにより、良好な市街地 の形成を図ります。
- ・市街地内の低利用地・未利用地や農地等の転用による新たな住宅地の形成については、 土地区画整理事業・地区計画制度等を活用した計画的かつ良好な新市街地の形成を図ります。

3. 交通の整備方針

(1) 基本方針

■広域的かつ都市内の交流・連携を担う幹線道路網の整備

・北九州・京築地域や大分県をはじめとした九州各地の広域的な交流・連携を担う広域 交通網の整備を図るとともに、都市内の地域間の交流・連携を支える都市内幹線道路 網の整備を図ります。

■暮らしと産業活動を支える道路・交通ネットワークの形成

- ・低炭素型社会の実現に向け、円滑な都市活動や産業活動を支える道路・交通ネットワークの形成を図るとともに、鉄道・バス等の利便性の向上を図ることによる総合的な 交通体系の構築を図ります。
- ・歩行者・自転車が安心して利用できる道路交通環境の整備・改善を図るとともに、地 域資源を活かした歩行空間の整備・充実を図り、歩きたくなる交通環境の形成を図り ます。

(2) 道路網の体系

1) 広域幹線軸

・北九州・京築地域や大分県をはじめとした九州各地の都市間を連絡する道路として、 東九州自動車道・国道 10 号バイパス・国道 201 号バイパスを広域幹線軸と位置づけ、 整備を図ります。

2) 都市環状軸

・暮らしや産業活動を支え、中心市街地の骨格を形成する道路として、都市計画道路の 行事北泉線・行事西泉線・北泉中央線・行事草野線、また市内外縁部の骨格を形成す る道路として、主要地方道門司行橋線・一般県道長尾稗田平島線・一般県道天生田吉 国線を都市環状道路と位置づけ、円滑な都市内の移動を支える幹線道路として整備を 図ります。

3)地域間連携軸

・中心拠点と地区拠点を連絡し、地域間の交流・連携を支える道路として、国道 10 号・ 国道 201 号・国道 496 号・主要地方道直方行橋線・主要地方道行橋添田線・主要地方 道苅田採銅所線・一般県道沓尾大橋線・一般県道元永高瀬線・一般県道大久保行橋線 を地域間連携軸と位置づけ、円滑な都市内の移動を支える幹線道路として整備を図り ます。

4) 臨海産業軸

・稲童工業団地等の臨海部の工業用地と京築地域を連絡する道路として、主要地方道門 司行橋線・市道城尾大無田線を臨海産業軸と位置づけ、都市の活力を担う産業活動を 支える幹線道路として整備を図ります。

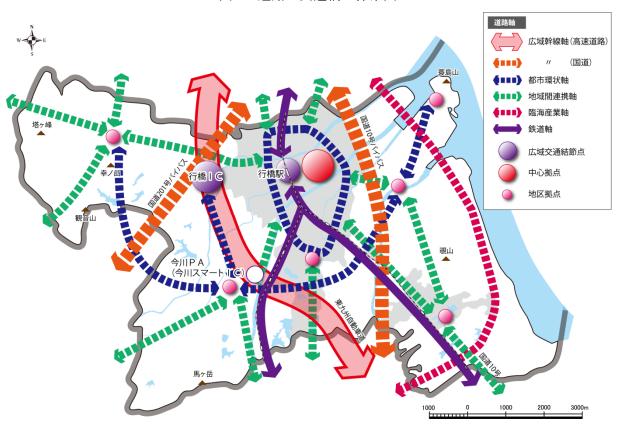


図7 道路・交通網の体系図

(3)交通の整備方針

1) 道路の整備方針

①広域幹線道路

- ・東九州の骨格を担い、九州各地と連絡する広域幹線道路として、東九州自動車道の4 車線化を促進します。
- ・北九州・京築地域や大分県をはじめとした九州各地の都市間の交流・連携を促進する 広域幹線道路として、国道 10 号バイパスの4 車線化、国道 201 号バイパスの4 車線 化と延伸整備を促進します。

②都市内幹線道路

- ・中心市街地の骨格を担う都市環状道路として、自動車交通の慢性的な渋滞の緩和に向け、都市計画道路行事北泉線をはじめとした都市計画道路の整備を図ります。
- ・都市の外縁部の骨格を形成する県道や地域間を連絡する国道・県道については、危険

箇所の改善、歩道の確保、バリアフリー化等を進め、円滑な交通環境とともに、安全 で快適に通行できる道路環境の整備を図ります。

・都市計画道路については、行橋インターチェンジ周辺から中心市街地間における新規 路線や長期未着手路線等を含め、必要性や実現性について総合的な検討を行い、適切 な計画の見直しを行います。

③補助幹線道路・主要な生活道路

- ・都市内幹線道路を補完し、日常生活における地区内の主要な生活道路では、狭あい部分の拡幅整備、危険箇所の改善、バリアフリー化等により、安全で快適に通行できる 道路環境の向上と防災機能の充実を図ります。
- ・地区内の主要な生活道路・通学路等では、街路灯の設置や街路樹の植栽等により、地域の人々に安心かつ快適に利用される道路環境の充実を図ります。

④步行者道路·自転車道路

- ・市街地内における都市内幹線道路や主要な生活道路等を中心に、歩道の確保、バリアフリー化、街路灯の設置、自転車通行帯の設置検討等、誰もが安心して通行できる歩行空間の整備を図ります。
- ・中心市街地内の道路では、歩いて楽しむ中心拠点の形成を目指し、地域住民・事業者 との協力・連携のもと、訪れた人が安心して快適に通行できる歩行空間の形成を図り ます。
- ・今川をはじめとした河川沿いにおいて、水辺の景観を楽しみながら散策する親水空間 として、自転車利用と共存した魅力ある散策路ルートにふさわしい安全な歩行空間の 充実を図ります。

2) 公共交通施設の整備方針

①鉄道

- ・本市の鉄道網は、JR日豊本線と平成筑豊鉄道田川線により形成されており、環境負荷の低減や高齢社会における交通弱者等の重要な移動手段として、利便性の向上を促進するとともに、駅前広場等の整備による交通結節機能の充実を図ります。
- ・行橋駅では、本市の玄関口であり、多くの人が快適に利用できる駅前広場や駐車場・ 駐輪場等をはじめとした広域的な結節機能の充実を図ります。
- ・新田原駅では、本市の東部に広がる市街地の玄関口であり、駅の利便性やアクセス性 の向上を図ります。

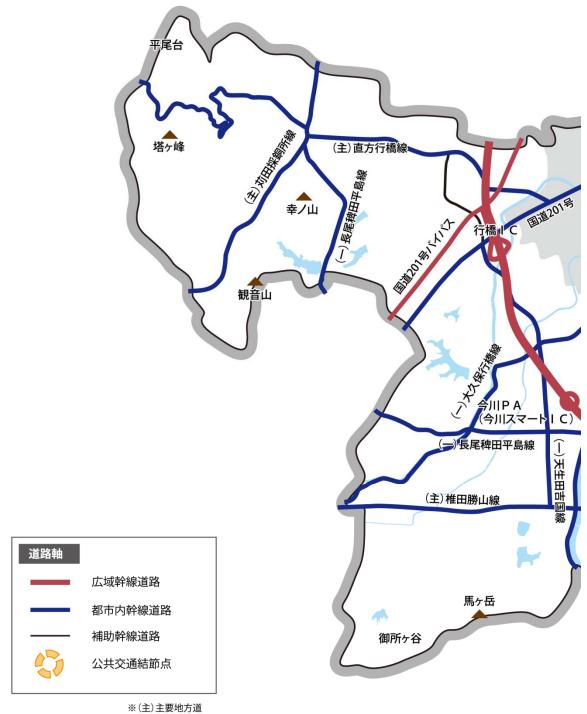
②バス・タクシー

・バス交通は、鉄道と同様に高齢社会における交通弱者等の日常生活を支える重要な移動手段であり、路線の充実や便数の確保等による利便性の向上に努めるとともに、デマンド型交通(乗合いタクシー等)の導入等も視野に入れ、公共交通ネットワークの効率的な運用を図ります。



行橋駅西口

図8 交通の整備方針図



※(主)主要地方道(一)一般県道(都)都市計画道路



0 500 1,000 2,000m

4. 供給処理施設等の整備方針

(1) 基本方針

■都市における快適な生活を支える供給処理施設の整備・充実

・快適な生活を支える上下水道やゴミ処理施設等の供給処理施設は、循環型社会の形成 には不可欠であり、各施設の整備を促進し、住環境の向上を目指します。

■誰もが利用しやすい公共施設の整備・充実

・市役所・学校・公民館等の公共施設は、多くの人が利用する場であり、また災害時等 には避難所等の役割も担う施設であるため、災害時における利用も踏まえながら、誰 もが利用しやすい施設整備を目指します。

(2) 供給処理施設の整備方針

1)上水道

- ・安全で快適な給水を実現するため、計画給水区域内の未給水区域への新規布設を推進するとともに、多くの市民に水資源の大切さを意識してもらう啓発事業に取組み、水源地の環境保全とともに、水の安定供給と効率的な水資源の活用を図ります。
- ・人口増加が見られる地区や将来的に需要の拡大が見込まれる地区では、将来的な動向 を踏まえながら計画的な布設を図ります。
- ・老朽化した施設の維持管理や適切な更新を図ります。

2) 下水道

- ・都市の快適な生活環境を形成するとともに、河川環境の保全等の循環型社会の形成を 目指し、公共下水道等の整備を推進します。
- ・公共下水道事業のみならず、地域の特性に応じて集落排水事業や合併処理浄化槽の整備促進等、総合的な下水環境・排水環境の向上を推進します。
- ・老朽化した施設の維持管理や適切な更新を図ります。

3) ごみ処理施設

・ごみ処理施設は、循環型社会の形成を目指し、近隣自治体と広域的な計画の推進を図るとともに、広く市民に対し、ごみの減量化やリサイクル等の意識啓発を図ります。

(3)公共施設の整備方針

- ・市役所・コスメイト行橋・ウィズゆくはし等、不特定多数の市民が利用する公共施設 では、利用者が安全で快適に利用できる施設整備を図るとともに、災害時の防災拠点 としての機能の充実を図ります。
- ・小中学校や公民館等は、学生の利用に加え、地域の人々が様々な機会に利用する地域 の交流の場であるとともに、災害時の避難所を担う施設であり、誰もが利用しやすい よう、バリアフリー化、防災機能の強化、老朽施設の更新等に努めます。

5. 自然的環境の保全・整備の方針

(1) 基本方針

■豊かな水と緑を活かした都市環境の形成

・周防灘に面する蓑島地区や長井地区等の海辺から、市内を流れる3本の河川と河川沿いに広がる田園、市街地の背景に連なる山地や丘陵地の緑まで、豊かな自然に恵まれた特性に配慮し、水と緑を活かした都市環境の形成を図ります。

■日常的な交流や憩いの場となる身近な公園の整備・充実

・子どもから高齢者まで多様な人々が、日常的に利用する交流や憩いの場となる身近な 公園・緑地の整備・充実を図り、豊かな都市生活の実現を図ります。

■市民・事業者と連携した緑の創出・育成

・道路等における街路樹の整備や開発等に伴い整備される公園・緑地の質を高めるとと もに、緑豊かな住宅地を誘導するなど、官民が連携した緑の創出・育成に努め、緑豊 かな住環境の形成を図ります。

(2) 公園・河川等の整備方針

- 1)都市公園や身近な公園の整備・充実
 - ・行橋総合公園では、スポーツ・レクリエーション・健康増進機能等を有した、多くの 人に親しまれる公園として整備・充実を図ります。
 - ・街区公園等の身近な公園では、地域住民の日常的な交流・憩いの場であるとともに、 災害時には避難所としての役割を担うことができるよう、住民ニーズを踏まえながら 機能の充実や再整備を図ります。
 - ・身近な公園が不足する地域では、新たな公園・緑地等について計画的な整備を検討します。

2) 河川・海岸の保全・整備

- ・長峡川水系・今川水系・江尻川水系・祓川水系の河川では、安全で快適な市街地環境 の形成に向け、河川敷の自然環境の保全や多様な生物の生息環境に配慮しつつ、治水 上必要な整備を図ります。
- ・主要な河川の水質保全を図るため、公共下水道等の整備を促進し、都市全体としての 治水環境の向上に努めます。

3)特色を活かした公園・散策路の整備

- ・市内を流れる長狭川・今川・祓川等の河川沿いや、長井海岸を中心とした周防灘の海岸は、都市における貴重な自然の連続する水辺空間であり、海や河川の水辺を活かした公園・散策路の整備を図り、身近な水辺のレクリエーションの場として活用を図ります。
- ・平尾台・塔ヶ峰・観音山・蓑島山等の山地・樹林地では、貴重な動植物が見られる重要な自然環境の保全を図るとともに、豊かな自然を活かした公園・散策路等の整備を図り、市内外の人々の観光・レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・御所ヶ谷・馬ヶ岳では、本市の歴史を今に伝える史跡等の歴史的資源を活かした公園・ 散策路の整備を図り、市内外の人々の観光・レクリエーションの場として活用を図り ます。
- ・行橋駅東西に広がる中心市街地では、本市の玄関口であるとともに、商店街、公共公 益施設、新たな住宅が集積する中心拠点であり、市内外の多くの人が利用する市街地 として、居住者・来街者が集い、憩う広場、歩きたくなる歩行空間等、多様なオープ ンスペースの整備・充実を促進し、中心拠点全体の回遊性の向上を図ります。



今川の桜並木

(3) 自然的環境の保全・整備の方針

1) 山地・樹林地の保全・活用

- ・市街地の背景に広がる山地・樹林地は、水源涵養や多様な生物の生息地等として貴重 な自然環境であり、適切に保全を図ります。
- ・北九州国定公園・筑豊県立自然公園は、豊かな自然に親しむことができるとともに、 御所ヶ谷・馬ヶ岳等は、歴史も体感できるレクリエーションの場として、市民をはじ め多くの人々が気軽に楽しむことができるよう、整備・活用を図るとともに、本市の 観光資源として積極的な情報発信に取組みます。



御所ヶ岳から馬ヶ岳を望む

2) 海辺の保全・活用

・蓑島山から長井地区にかけて、水と緑と浜がつくりだす変化に富んだ海辺の環境が形成されており、筑豊県立自然公園として、貴重な自然環境の保全を図りつつ、また市内外の人が楽しむことのできる海辺のレクリエーションの場として、整備・活用を図るとともに、本市の観光資源として積極的な情報発信に取組みます。

3)農地の保全

・農地は、農業活動の生産基盤であるとともに、水の循環や生物の生息地等としての自然的な環境としての役割も有しており、農業施策と連携しつつ、むやみな宅地化等による開発を防止するなど、持続可能な農業環境の整備と農地の保全を図ります。

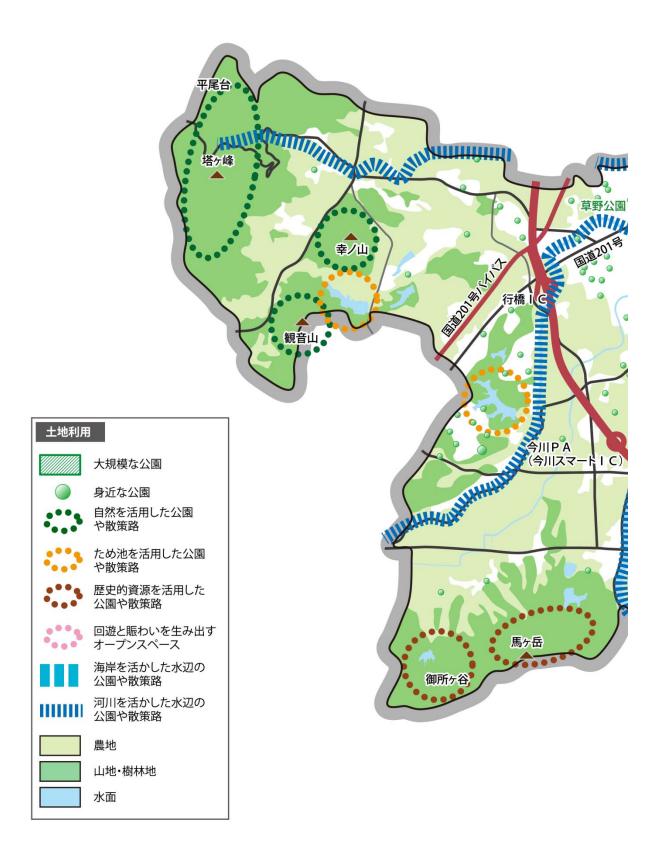
4) 市街地内の緑化の推進

- ・豊かな自然に恵まれた本市の市街地では、周囲の自然と調和した緑豊かな市街地環境 の形成を目指し、公共施設の敷地内における緑化を推進することにより、民間施設の 敷地内における緑化の促進を図ります。
- ・開発等により形成される新たな住宅地では、緑化協定等の導入を誘導するなど、緑豊かな住環境の形成を図ります。



長井海岸

図 9 自然的環境の保全整備方針図





0 500 1,000 2,000m

6. 景観形成の方針

(1) 基本方針

■緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観形成

・平尾台へ続く遠景の緑のやまなみや丘陵地、広がりを見せる田園、市内をゆったりと 縦貫して流れる河川、砂浜に穏やかな波が打ち寄せる海岸線など、本市の地形条件が 風景の源となって、自然環境の豊かさを感じ取ることができます。環境と共生する本 市の景観の基礎としてこれらの風景を守り、育て、直し、創る景観づくりを進めます。

■歴史・文化を守り・育み・伝える風情ある景観の形成

・神社仏閣は古くから地域の中心として重要な景観を育んできました。また、旧飴屋門 や旧百三十銀行など京築地域の中核として商業活動の歴史を感じることができる遺産 が多く存在し、ゆとりある往時の雰囲気を残しています。これらを重要な景観資源と して守り・育み・伝え、風情ある景観づくりを進めます。

■個性ある交流拠点都市の活力と自然と共生した魅力あるまちなみ景観の形成

・本市には、交流拠点都市としての顔と安心した市民生活の場とが重層化し、言い換えれば、非日常と日常の二つの視点が存在することとなります。商店街活性化などの産業活動の活発化や安心と落着きのある住宅地の形成など、これらの視点の共通点や相違点を整理しつつ、市民と行政の協働による快適で魅力あるまちなみ景観づくりを進めます。

(2) 景観類型別の景観形成方針

1) 中心市街地ゾーン

- ・商業活性化の促進とともに、歩行者空間の改善、ファサードの魅力化を進め、賑わい のある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。
- ・行橋駅は本市の交流玄関口の一つであり、駅西側から平尾台の山々の眺望をある程度 確保するため、視点場の位置、建物の高さ規制、形態規制等の基準づくりの検討を視 野に入れた中心市街地景観の形成に努めます。
- ・歴史的・文化的景観資源の保全と回遊性を加味した活用により、舟路川散策道を活か した水辺景観の形成など個性ある市街地景観の形成に努めます。

2) 市街地ゾーン

・電柱や架線の改善、屋外広告及び看板等の整序や市民の手による沿道の草花の植栽を

進め、良好なまちなみ景観の形成を促進します。

・公共施設のオープンスペースや公園の緑化を進め、開放的で緑豊かな景観の形成に努めます。

3) 住宅ゾーン

- ・低層系の大規模住宅団地では現状の景観を維持し、古くからの既存住宅地では、生垣 や宅地内植栽など豊かな緑を配して、落着きのある住宅地景観の形成に努めます。
- ・赤煉瓦塀や宅地内植栽を活かした個性ある住宅地沿道景観の創出に努めます。

4) 田園・集落ゾーン

- ・担い手の育成や農村集落環境整備など農業施策の推進により、農用地の荒廃を防止し 田園風景や里山景観を保全します。
- ・多くの生き物の生息・生育地となっているため池を身近な水辺景観として保全します。

5) 山地・丘陵ゾーン

- ・緑のランドマークや景観資源の背景となる山地・丘陵地の自然環境保全や緑の育成を 図り、四季折々の表情を持つやまなみ景観の形成に努めます。
- ・自然公園に指定されている区域では、開発等を極力避け、生態系の保全と風致の保護 を図ります。

6) 道路軸

- ・観光ルートなど交流の基盤となる道路において、劣悪な屋外広告や看板などの景観阻 害要因を排除し、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ・歴史的なまちなみが残る県道沓尾大橋線は浄喜寺や須佐神社など、点在する歴史的景 観資源を回遊する景観軸として検討・整備し、歴史的なまちなみ景観の形成を図りま す。
- ・幹線道路の市境界線付近は、本市への玄関口となるため、沿道の景観阻害要因を除去 し、緑豊かな並木や照明、サイン等の計画を進め、ゲートとして魅力ある沿道景観の 形成を図ります。
- ・車窓に広がる田園風景や遠景の山々を保全するとともに、看板等の景観阻害要因を排除し、沿線景観の保全を図ります。

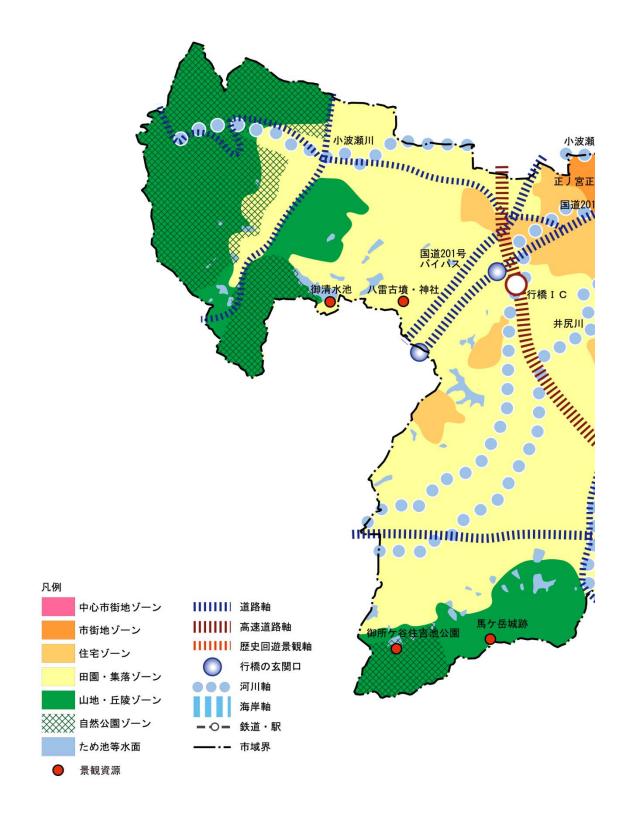
7) 河川軸

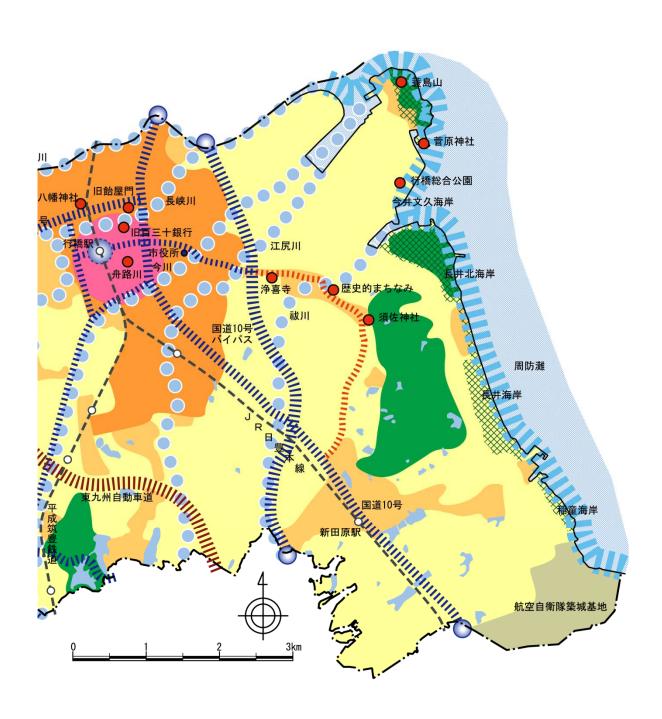
- ・河川と河畔道路が一体となり、連続性のある水と緑の河川景観の形成を図ります。
- ・憩いの場として親水機能を高めた多自然型の水辺空間の創出に努めます。

8)海岸軸

・憩いの場となる海岸や周辺の緑を保全し、個性的な海辺景観の創出に努めます。

図 10 景観形成方針図





行橋市景観形成基本計画(平成20年3月策定)より

7. 都市防災の方針

(1) 基本方針

■災害の発生を未然に防止する都市形成

・台風・豪雨・地震・津波等の自然災害に対し、洪水・高潮等による浸水被害や土砂く ずれの発生等を未然に防止する、防災施設の整備や河川等の治水対策等を促進し、災 害に強い都市形成を図ります。

■被害を最小限にとどめる環境整備

・災害発生時において、被害を最小限にとどめることができるよう、都市施設の機能強 化を図るとともに、官民が連携した防災環境の整備・充実を図ります。

(2) 都市防災の方針

1) 災害の防止

- ・河川の氾濫や内水等による水害を防止するため、治水整備が遅れている河川における 護岸整備や浚渫等による機能強化を図るとともに、雨水施設・排水施設の充実、山間 地における森林・農地の保水機能の維持を図ります。
- ・高潮災害を防止するため、海岸部では海岸保全施設の整備を図り、防潮対策の充実を 図ります。
- ・土砂災害を未然に防止するため、山地や樹林地の保水機能を維持するとともに、土砂くずれ等の恐れがある地区や過去に発生した地区等では、むやみな宅地化等による開発の抑制を図ります。

2)被害の最小限化につながる市街地環境の形成

- ・災害時の避難、救助活動、物資等の輸送を円滑に実施することができるよう、幹線道 路網の整備を図るとともに、避難所等につながる経路における道路幅員の確保や袋小 路の解消等を図ります。
- ・大規模な災害時に機能する防災拠点となる施設や消防施設等の整備・充実を図ります。
- ・老朽木造家屋が多い地区や建物密度が高い地区では、防火地域・準防火地域の指定等 により、個々の建物の建替えに伴う不燃化を促進し、火災に強い市街地環境の形成を 図ります。
- ・消火栓・防火水槽の整備が遅れている地区では、消防水利の確保に努めます。
- ・地震時の建物倒壊を防止するため、防災拠点施設となる公共施設の耐震化を図るとと もに、老朽建築物や旧耐震基準による建物に対する耐震診断と個別の耐震強化や建替 えを促進し、地震に強い市街地環境の形成を図ります。

・一次避難所としての役割を担う公園等では、適切な維持管理を図るとともに、緊急時 に使用できる防災機能の充実を図ります。

3) 官民が連携した防災体制づくり

- ・日常的な防災意識を高めるため、防災マップ等の防災情報の整備と周知を図り、官民 による適切な役割分担を意識した都市づくりを目指します。
- ・初期避難の迅速化を図るため、防災行政無線・防災メール等の整備・活用を図るとと もに、民間のコミュニティラジオとの連携体制を構築することにより、官民一体となった情報提供を図ります。
- ・災害時に市民が安全に避難し、初動活動が円滑に行うことができるよう、自主防災組 織の設立・育成を図ります。

第4章 地域別構想

4-1. 地域区分

地域別構想では、市域を4つの地域に区分し、各地域の整備方針を示します。 設定にあたっては、小学校区等を考慮し、以下のとおり区分します。

- 1) 行橋地域
- 2) 蓑島・今元・仲津地域
- 3)泉・今川地域
- 4) 稗田・延永・椿市地域

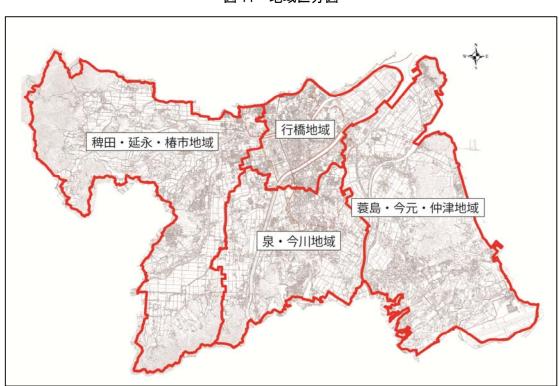


図 11 地域区分図

4-2. 行橋地域

1. 地域の将来像と地域づくりの目標

将来像



活力とにぎわいのある魅力あふれる 歩いて楽しいまち

目標1

中心拠点を担う中心市街地のにぎわい再生

行橋駅を中心とした東西の地区がそれぞれに、特色を活かした中心 市街地の魅力づくりに取組み、市内外から多くの人が集い、楽しむこ とができる活力と魅力あふれる中心拠点の形成を目指します。

目標2

快適なまちなか居住の実現

日常生活サービスや交通環境の利便の良さを活かしながら、身近な 公園や市街地内の緑化に取組み、歩いて心地よく快適に暮らせるまち なか居住の実現を目指します。

目標3

身近な水辺を活かした潤いある地域づくり

今川や長峡川が流れる恵まれた地域環境を活かし、日常生活の中で 水辺に親しむことのできる環境づくりに取組み、水と緑が織り成す潤 いある地域環境づくりを目指します。

2. 地域づくりの方針

(1)土地利用・市街地形成

・行橋駅東西の中心市街地では、多様な都市機能の集積を図るとともに、中高層住宅の 立地の誘導等によりまちなか居住を促進し、多くの人で賑わう中心市街地への再生を 図ります。

- ・まちなかである利便性を活かし、既存ストックである遊休地や遊休施設等の再生・利 活用により、新たなにぎわいの創出を図ります。
- ・市役所周辺では、公共施設が集積する特性を活かし、地区全体での利便性の向上や、 公共空地の緑化等による市民が憩える交流空間の整備等により、行政サービスの拠点 を担う市街地環境の形成を図ります。
- ・ 舟路川や長峡川の水辺、旧街道の道すじや歴史的な風情を活かし、中心市街地における新たな魅力ある交流空間の形成を図ります。
- ・中心市街地の西側に隣接する住宅市街地では、中低層住宅を中心とした良好な住環境 の保全・形成に向け、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・市街地内で未利用地が多い地区では、新たな住宅開発等に対して、良好な市街地環境 の形成に資するよう、良好な住環境の整備の誘導に努めます。
- ・地域東部に広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、まとまりある優良な農地の 保全を図るとともに、営農環境の向上を図ります。

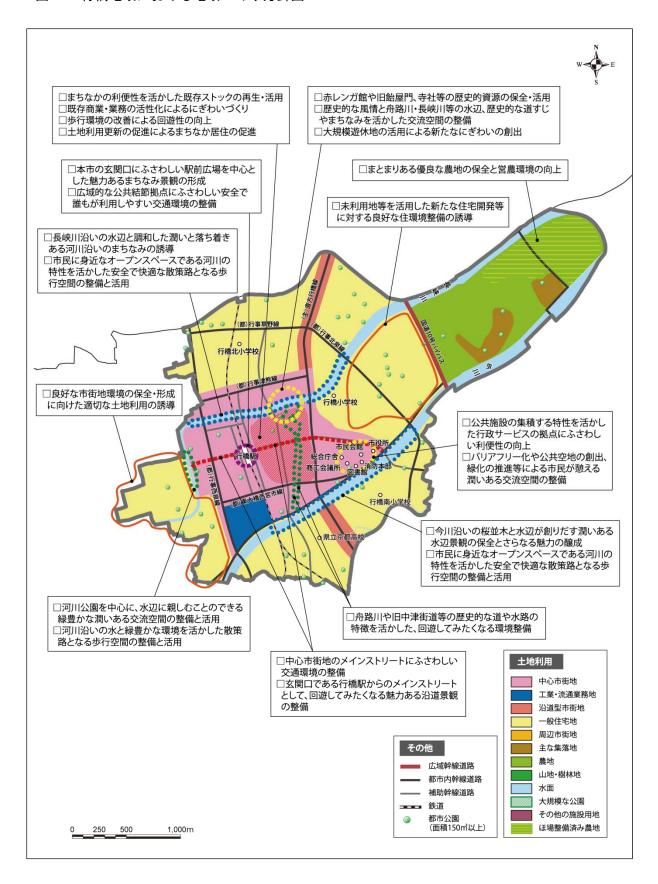
(2)交通環境

- ・中心市街地の骨格を担う都市環状道路の一部である都市内幹線道路の整備を推進し、 安全で円滑な交通環境の形成を図ります。
- ・行橋駅から東西へのメインストリートをはじめ、中心市街地内における歩行空間の整備を図り、中心拠点の回遊性の向上を図ります。
- ・ 舟路川や旧街道等の歴史的な道や水路等の特徴を活かした、回遊したくなる歩行空間 の整備を図ります。
- ・今川や長峡川沿いでは、市民に身近なオープンスペースである河川の特徴を活かした 快適な散策路となる歩行空間の整備を図り、快適なまちなか居住を支える魅力ある空間としての活用を図ります。

(3) 自然的環境 - 景観形成

- ・今川や長峡川等の河川沿いや河川公園周辺では、水と緑が織り成す潤いある水辺景観の保全を図るとともに、市民が身近に水辺に親しむことのできる魅力ある水辺環境の 形成を図ります。
- ・玄関口を担う行橋駅の駅前広場から東西のメインストリートにかけて、まちの顔となる魅力ある景観形成を図ります。
- ・赤レンガ館や旧飴屋門、貴船神社をはじめとした歴史ある寺社等の歴史的資源は、地域の歴史や文化を今に伝える大切な資産として、保全・活用を図ります。

図 12 行橋地域における地域づくり方針図



4-3. 蓑島・今元・仲津地域

1. 地域の将来像と地域づくりの目標

将来像



自然・歴史・人が活きる 暮らしと交流のまち

目標1

市東部における生活を支える拠点的な市街地の形成

新田原駅を中心とした地域では、市東部エリアにおける公共交通利 便や生活サービスを支える拠点的な市街地の形成を目指します。

目標2

地域特性を活かした観光の促進

市の特産品である海産物や果樹等の生産拠点を担う地区の特性を活かすため、営農営漁環境の充実を図るとともに、市内外の人が集う交流機会の創出による地域活力の向上を目指します。

目標3

海と田園が織り成す里の風景の保全・活用

蓑島山から周防灘にかけての美しい海辺とその背後に広がる田園や 果樹園が織り成す里の風景を守るとともに、多くの人が訪れ、楽しむ ことのできる地域づくりを目指します。

2. 地域づくりの方針

(1)土地利用・市街地形成

・新田原駅周辺に広がる周辺市街地では、交通利便の良さを活かし、身近な商業施設や 金融機関、病院等の生活利便施設の集積を図り、暮らしの拠点となる市街地の形成を 図ります。

- ・稲童工業団地では、本市の産業拠点を担う工業地として産業機能の集積・充実を図る とともに、周辺の自然環境と調和に努め、敷地内緑化を図ります。
- ・今川河口や祓川沿いに広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、まとまりある優良な農地の保全を図るとともに、営農環境の向上を図ります。
- ・辻垣・道場寺地区では、ほ場整備事業による農業基盤及び環境施設等の整備を促進し、 優良な農地の整備による営農環境の向上を図ります。
- ・蓑島から稲童までの海岸地域では、豊かな自然環境の保全を図るとともに沿岸漁業の総合的な地域の水産物の供給拠点として、漁港機能の改善・整備等による営漁環境の向上を図るとともに、防潮対策の充実による安全・安心な集落環境の形成を図ります。

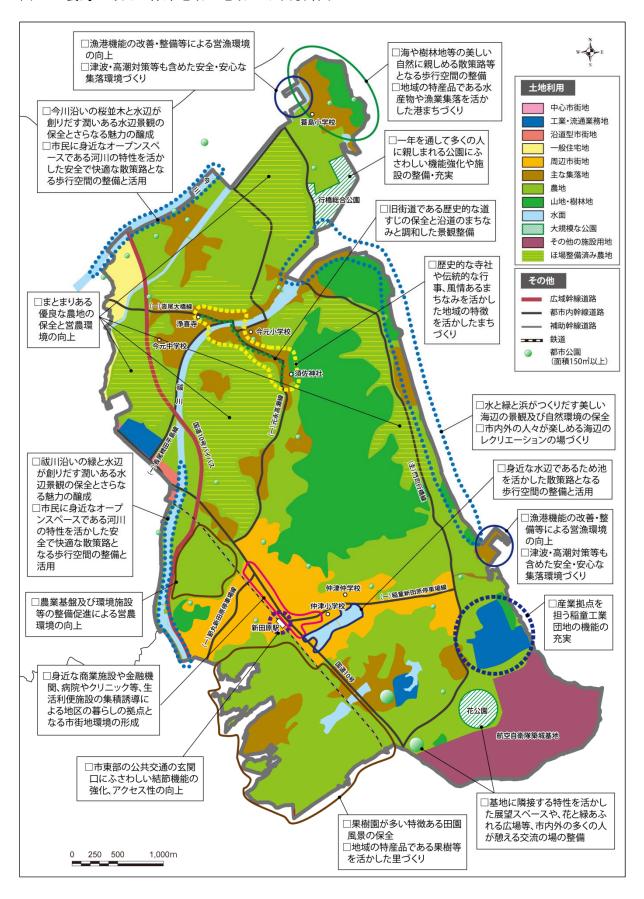
(2)交通環境

- ・南北の広域的な幹線道路である国道 10 号バイパスの整備を促進し、安全で円滑な交通・輸送環境の形成を図ります。
- ・新田原駅では、市東部の公共交通の玄関口にふさわしい結節機能の強化を図るととも に、駅へのアクセス性の向上を図ります。
- ・今川や祓川沿い、石堂池周辺では、市民に身近なオープンスペースである水辺の特徴 を活かした快適な散策路となる歩行空間の整備を図ります。

(3) 自然的環境・景観形成

- ・蓑島山や周防灘沿いでは、水と緑と浜がつくりだす美しい海辺の景観及び自然環境の 保全を図るとともに、多くの人が楽しめる交流レクリエーションの場として整備・活 用を図ります。
- ・行橋総合公園では、一年を通して多くの人に親しまれるよう既存機能の強化・充実を 図ります。
- ・自衛隊基地周辺の遊休地では、基地に隣接する特性を活かした展望の場や花と緑あふれる広場等、多くの人が訪れる交流の場としての整備を図ります。
- ・今井地区では、旧街道である歴史的な道すじや沿道のまちなみ、歴史的な寺社や伝統 的な行事等を地区の特徴を活かした景観まちづくりの取組みによる地域環境の向上と 活力創出を図ります。
- ・新田原駅南部に広がる田園地域では、果樹園が多い特徴ある風景の保全を図ります。
- ・港や田園では、特産品を活かしたまちづくりの取組み等による地区の活力づくりを図ります。

図 13 蓑島・今元・仲津地域の地域づくり方針図



4-4. 泉・今川地域

1. 地域の将来像と地域づくりの目標

将来像



田園と水辺と生活利便が調和した ゆとりあるまち

目標1

緑豊かなゆったりとした住環境の形成

広々とした田園と低層住宅を中心とした良好な住宅地が共存し、今川や祓川等の自然が身近に感じられる地域特性を活かし、水と緑に恵まれた、ゆったりとした暮らしの実現を目指します。

目標2

広域交通網を活かした人・ものの交流促進

東九州自動車道の整備を促進し、スマートインターチェンジとなる 今川パーキングエリアを活かし、新たな地域のにぎわい拠点の形成に よる地域間交流を促進し、個々に魅力ある地区の活力創出を目指しま す。

2. 地域づくりの方針

(1)土地利用・市街地形成

- ・県道直方行橋線(旧国道 10 号)沿線では、商業・サービス機能や病院等の生活利便施設の集積を誘導し、交通利便の良さを活かした沿道型市街地の形成を図ります。
- ・都市計画道路行事西泉線沿道や大野井地区等で市街化が進む地区では、適切な土地利 用の誘導による良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・大規模団地を中心とした八景山地区では、緑豊かなまとまりある低層住宅地にふさわ しい良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ・西泉地区等の狭あいな道路が多い住宅地では、生活道路等の整備・改善による安心・ 快適な市街地環境の形成を図ります。

- ・地域の東部及び西部に広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、まとまりある優良な農地の保全を図るとともに、営農環境の向上を図ります。
- ・今川パーキングエリア周辺では、スマートインターチェンジを活用した地域のにぎわいの拠点となる地域づくりの取組みを図ります。

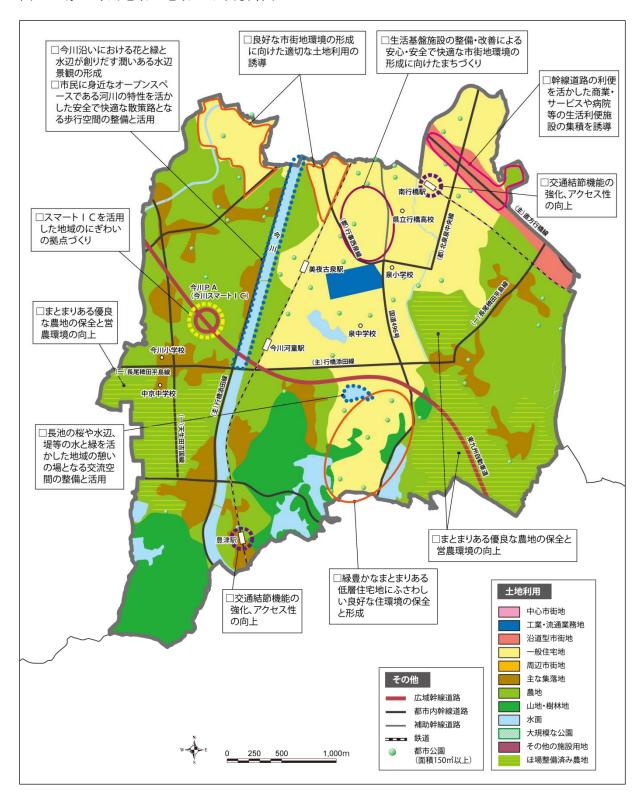
(2)交通環境

- ・中心市街地へのアクセスを担う都市環状道路の一部である都市内幹線道路の整備を推進し、安全で円滑な交通環境の形成を図ります。
- ・小規模な住宅開発の集積により主要な生活道路が不足する地区では、狭あい部分の拡 幅整備、危険箇所の改善等、安全・快適な道路環境の形成を図ります。
- ・南行橋駅や豊津駅では、結節機能の強化を図るとともに、駅へのアクセス性の向上を 図ります。
- ・今川沿いや長池周辺等では、市民に身近なオープンスペースである水辺の特徴を活か した快適な散策路となる歩行空間の整備を図ります。

(3) 自然的環境・景観形成

- ・今川沿いでは、花と緑と水辺が織り成す潤いある水辺景観の形成を図るとともに、市 民が身近に水辺に親しむことのできる魅力ある水辺環境の形成を図ります。
- ・長池では、桜や水辺、堤等の水と緑を活かした地域の憩いの場となる交流空間の整備・ 活用を図ります。

図 14 泉・今川地域の地域づくり方針図



4-5. 稗田・延永・椿市地域

1. 地域の将来像と地域づくりの目標

将来像



山と里の恵みと生きる 豊かさを感じるまち

目標1

豊かな自然と歴史・文化を活かした交流の促進

平尾台や御所ヶ谷・馬ヶ岳等の山林や歴史、長峡川等の水辺等恵まれた自然や歴史・文化の保全を図るとともに、恵まれた資源を活かした交流を促進し、地域活力の創出を目指します。

目標2

美しい田園風景の保全・継承

稗田地区や椿市地区等を中心に、河川と広がりある田園、背景に広がる緑豊かな山々からなる美しい田園風景を保全し、子どもたちに変わらないふるさとの風景の継承を目指します。

2. 地域づくりの方針

(1) 土地利用・市街地形成

- ・延永地区等の市街化が進む地区では、適切な土地利用の誘導による良好な市街地環境 の形成を図ります。
- ・行橋インターチェンジ周辺では、広域的なアクセスを阻害する無秩序な開発を抑制するとともに、適切な土地利用の規制・誘導による良好な交通環境及び市街地環境の形成を図ります。
- ・平尾台や御所ヶ谷・馬ヶ岳等では、豊かな自然環境の保全を図りつつ、広域的なレク リエーションの場にふさわしい整備・活用を図ります。
- ・宮の杜や前田ヶ丘等の大規模開発団地では、周囲の自然と調和した緑豊かなゆとりある低層住宅地にふさわしい、まとまりある地域環境の保全を図ります。

- ・長峡川沿いや椿市地区に広がる田園地域では、無秩序な開発を抑制し、まとまりある 優良な農地の保全を図るとともに、営農環境の向上を図ります。
- ・土砂災害の未然防止等に向け、山林や樹林地の保水機能の維持を図るとともに、むや みな宅地化等による開発の抑制を図ります。

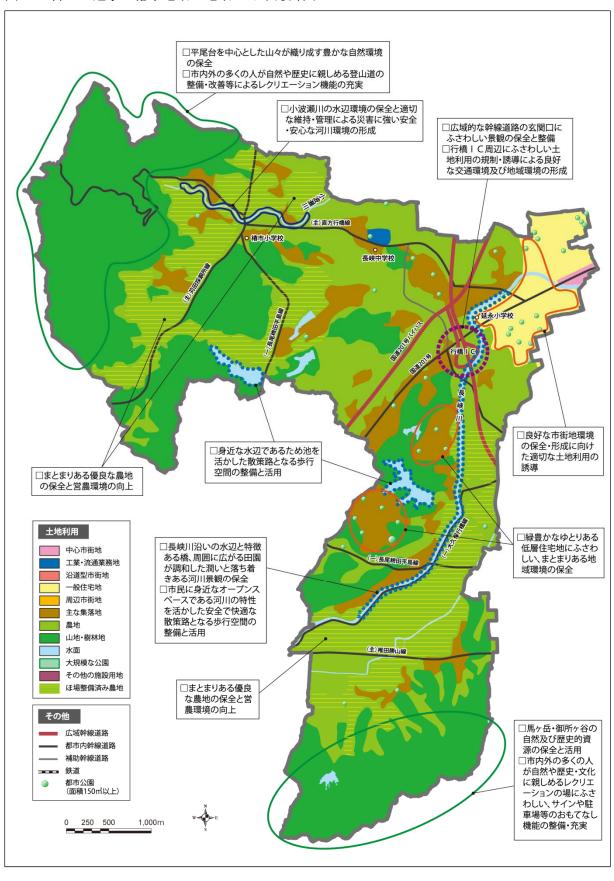
(2)交通環境

- ・行橋インターチェンジから市内へのアクセスを担う都市幹線道路の機能充実や新規路 線等に関する総合的な検討を行い、安全で円滑な交通環境の整備を図ります。
- ・地区内の主要な生活道路・通学路等では、街路灯や植栽等により、地域の人々に安心かつ快適に利用される道路環境の充実を図ります。
- ・長峡川沿いや前田大池や御清水ヶ池周辺では、市民に身近なオープンスペースである 水辺の特徴を活かした快適な散策路となる歩行空間の整備を図ります。
- ・小波瀬川の水辺環境の保全を図りつつ、適切な維持・管理による災害に強い安全・安心な河川環境の形成を図ります。

(3) 自然的環境・景観形成

- ・広域的な幹線道路の玄関口を担う行橋インターチェンジ周辺では、玄関口にふさわし い景観の保全・整備を図ります。
- ・長峡川沿いの水辺と特徴ある橋、周囲に広がる田園が調和した潤いと落ち着きのある 河川景観の保全を図ります。
- ・椿市の田園と平尾台の山々、稗田地区の田園や長峡川と御所ヶ谷・馬ヶ岳の山々から なる美しい田園風景の保全・継承を図ります。

図 15 稗田・延永・椿市地域の地域づくり方針図



第5章 都市づくりの推進方策

5-1. 都市づくりの実現に向けて

1. 重点的な取組み

今後迎える人口減少社会に備え、持続可能な地方都市を目指した「集約型都市づくり」を推進していくために、既存ストックを有効活用した財政縮減を図ると共に、豊かな田園環境を保全する必要があります。

そのような状況を踏まえ、本マスタープランに位置づけた方針のうち、特に緊急かつ重点的に実施すべき施策として、以下のものが挙げられます。

■集約型都市づくりの推進(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)

① 適切な土地利用コントロールの実施

本市は、行橋駅を中心とした市街地と広々とした田園・山林地域が共存する非線 引き都市計画区域が指定されています。区域区分による明確な市街化のコントロー ルを実施していないこともあり、既成市街地として指定されている用途地域の縁辺 部では、小規模で無秩序な宅地開発の集積が見られます。

これらの小規模な宅地開発の場合、まとまった面積を有する身近な公園や地区内の幹線を担う道路等が整備されないこともあり、持続的に安全かつ安心して住み続けられる市街地形成にはつながらないことも考えられます。

一方で、既存の商店街を含む中心市街地では、店舗や事業所の流出・減少による 活力の減少や人口減少等、空洞化の傾向も見られます。

基盤施設の整備が進んでいる既成市街地を良質な社会資本として、活用し続けることができるよう再整備を進めるとともに、郊外部への無秩序な開発を抑制できるよう、立地適正化計画の活用も視野にいれながら、用途地域の見直しや、開発許可制度の適切な運用、非線引き都市計画区域において有効活用できる地域地区制度(特定用途制限地域等)の活用等について検討し、実現性の高い対応策の早期導入を図ります。

② 公共交通確保維持活性化の仕組みづくりの推進

近年、モータリゼーションの進展に伴い、公共交通の利用者が減少し、特に地域 の路線バスについては、利用者の減少から採算が取れず、撤退を余儀なくされる交 通事業者も増えています。

本市では、既存の充実した公共交通機関を存続させ、有効に活かすことで、公共交通の利活用の促進および持続的な維持確保のための仕組みづくりを推進します。

③ 中心市街地の再生

行橋駅西側では、玄関口にふさわしい新たな市街地の形成に向け、土地区画整理 事業による良好な市街地の形成を進めています。その一方で、駅東側に位置する既 存商店街を含む市街地では、空き地や空き店舗等の遊休施設が見られ、本市の中心 拠点にふさわしい再生に向けた取組みが不可欠です。

中心市街地にある公有地を活用し、都市機能の移転や多様な機能の複合化等も視野に入れながら、新たなにぎわいの創出につながる魅力ある施設の整備について、民間活力の導入も含めた検討、事業の実施を推進します。中心市街地の魅力を向上させることで、将来的には中心市街地の居住促進を図ります。

■都市施設の整備

① 都市計画道路の整備

本市では、東九州自動車道行橋インターチェンジの開通や国道 201 号バイパス等、 広域的な幹線道路網の整備が進められている一方で、市街地内の円滑な交通の整備 が遅れています。都市計画道路行事西泉線をはじめとした都市内環状軸を担う道路 網の整備促進に向け、順次、都市計画道路の事業認可に向けた取組みを推進します。 一方で、都市計画決定後、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路も あります。これらの路線については、都市計画道路の見直しに関する考え方を示し た上で、路線ごとに必要性や実現性について適正に評価を行い、事業の推進または 計画の見直しを進めます。

② 災害に備えた都市基盤形成

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 26 年に地域防災計画を大幅に改定し、災害に強いまちづくりを推進しています。本マスタープランにおいても、災害等に備えた都市インフラの整備を促進することにより、安心・安全に暮らせる都市づくりに取組みます。

また、良好な自然環境の保全や快適な生活環境の実現のために不可欠である公共 下水道をはじめとした下水・排水事業については、普及率の向上に向け、引き続き 取組みを進めるとともに、近年の集中豪雨等による浸水対策について取組みを進め ます。

■産業の振興

① 企業誘致

本市では、近年、整備が進んできた広域交通網の利点と北九州・京築地域の地理的特性を活かし、企業誘致を推進し雇用創出等に努めるとともに、新たな工業・流通業務地の検討を進め、更なる産業振興を図ります。

② 観光振興

本市の海岸地域に存在している豊富な地域資源や、スポーツ環境を活かし、「行橋市海岸地域観光振興基本構想」を基に、市民・事業者・行政が一体となり「食べる」・「観る」・「遊ぶ」・「学ぶ」を兼ね備えた総合的な観光拠点づくりに向けた取組みを推進します。

■良好な景観の形成

本市では、良好な景観形成を目指し、平成 20 年に「行橋市景観形成基本計画」を策定し、景観形成に関する規制誘導を実施しています。そのような中、やまなみ、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有している京築地域の2市5町(行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町)の範囲を対象に、福岡県が広域的な景観形成の方向性を示した「京築広域景観計画」を平成 23 年に策定しました。

本市では、周辺市町とともに、京築地域が共有する広域的な良好な景観形成を目指し、広域計画との整合を図るために必要な取組みについて見直しを行い、よりいっそうの良好な景観形成を進めます。

■緑豊かな市街地の形成

本市は、平成 13 年に緑の基本計画を策定し、緑豊かな市街地の形成を目指しています。都市緑地法の改正及び行橋市都市計画マスタープランの見直しを受け、本緑の基本計画についても見直しを行う必要があります。

本マスタープランで示す公園・河川の整備方針や自然環境の保全・整備の方針を踏まえ、その実現に向け、今後、緑の基本計画の見直しに向けた検討を行い、市街地内における公園から河川や田園等の緑地に関する具体的な整備・活用に向けた取組みを推進します。

2. 都市計画における各種制度・事業の活用

ここで紹介する各種制度・事業を活用することにより、今後の都市づくりの実現を 目指していきます。

(1) 立地適正化計画

人口の急激な減少と高齢化を背景に、安心で健康的に快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を目指し、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法及び都市計画法等が一部改正され、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の理念に基づき、立地適正化計画制度が設けられました。立地適正化計画では、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして方針を示すとともに、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりとして、都市機能や居住を誘導する区域等を定めることができるものです。

表 1 立地適正化計画に定める主な内容

都市機能誘導区域(必須事項)

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
- ○誘導施設への税財政・金融上の支援
- ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- ○公的不動産・低未利用地の有効活用
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

居住誘導区域(必須事項)

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

居住調整地域(任意事項)

居住を誘導しない区域において住宅地化を抑制するために定める地域地区

◆居住誘導区域外の緩やかなコントロール

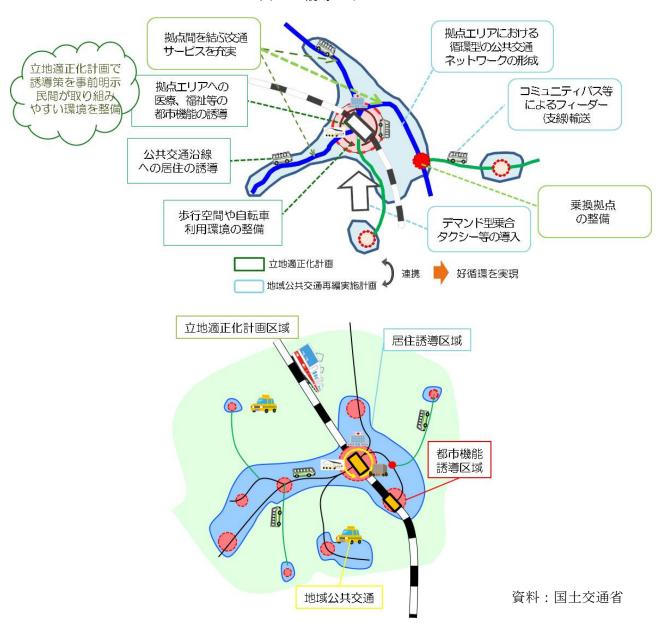
跡地等管理区域(任意事項)

空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地に おいて、跡地等の適正な管理を必要とする区域としてエリアを設定

駐車場配置適正化区域(任意事項)

歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を 図るべき区域としてエリアを設定

図 17 誘導のイメージ



(2) 地域地区の指定・見直し

都市計画法では、都市計画区域内の土地をその目的によって区分し、建築物等について必要な制限を定めることで、土地の合理的な利用を図ることができる制度として、地域地区が設けられています。その最も代表的なものが、用途地域です。

また、用途地域とあわせて、特定の目的をもって土地利用の増進や環境の保全を 図ることができる制度として、多様な地区指定のメニューが設けられています。

本市においても、今後は、本マスタープランで示す土地利用や地域環境の保全・ 形成に効果的な制度の活用を検討し、住民意向を踏まえながら、望ましい土地利用 や地域環境の実現を目指します。

表 2 主な地域地区とその概要

主な地域地区	概要
用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定
	めるもので、12 種類あります。用途地域が指定されると、
	それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が定めら
	れます。
特定用途制限地域	都市計画区域の用途地域が指定されていない区域におい
	て、その良好な環境の形成又は保持のために、地域の特性
	に応じて合理的な土地利用が行われるよう、条例により特
	定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めることがで
	きます。

(3) 開発許可制度

都市計画法では、計画的な市街地の形成と、公共施設や排水設備等の必要な基盤施設の整備を義務付けることにより、良質な宅地水準を確保することを目的に、開発許可制度が設けられています。

本市は、計画的な市街化を促進すべき区域(市街化区域)と市街化を抑制すべき 区域(市街化調整区域)に区分する区域区分(線引き)は行わない非線引き都市計 画区域となっています。

今後は、本マスタープランの目指す集約型都市づくりの実現に向けて、都市計画 区域内における開発行為に対して、市の技術基準の強化として、一定エリア内にお ける開発区域面積の引き下げ、道路や公園の整備の仕方、最低敷地面積や緑化率等 に関する検討を行うなど、開発許可制度の効果的な運用による、無秩序な市街地の 拡散防止やゆとりある良好な住宅地の形成に向けた誘導手法について検討を行い ます。

(4)都市計画事業

都市計画決定された道路や公園等の都市施設や、一定の範囲を面的に整備・開発を行う市街地開発事業は、国土交通大臣又は知事の認可を受けて事業実施することができるものです。

今後は、本マスタープランで示す方針に基づき、各種の都市計画事業を推進する とともに、都市計画決定後、事業認可に至っていない各種施設・事業については、 現在の市街地環境や社会・経済情勢等を踏まえながら、適宜、見直し等を含めた検 討を行います。

(5) 市街地開発事業

都市計画の実現のため、面的な整備・開発を行う事業として、都市計画法には市 街地開発事業が設けられています。

市街地開発事業には、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業や、都市再開発 法に基づく市街地再開発事業等があり、道路や公園等の公共施設と宅地等を一体的 に整備することにより、市街地環境の改善や新たな市街地の形成を図ることができ るものです。

本市では、行橋駅周辺において土地区画整理事業により良好な市街地の形成を進めており、今後も、良好な市街地の形成や既成市街地の環境改善のために必要に応じて、市街地開発事業も含めて検討を行うこととします。

(6) 協働のまちづくり制度

協働のまちづくりの推進に向けて、都市計画法においても住民等が主体的に都市 計画に参画できる仕組みが設けられています。

1) 地区計画の申出

都市計画法では、住民または利害関係人による地区計画の申出制度が設けられています。この制度を活用することで、良好な住環境を維持・創出するために、地区内において望ましい建築物の用途や建て方等、必要なルールを検討し、都市計画として定めることが可能となっています。

2)都市計画提案制度

都市計画法では、住民やまちづくりNPO等により、主体的に都市計画の内容を考え、行政に提案できる都市計画提案制度が設けられています。この制度を活用することにより、住民の目線から主体的かつ積極的に都市計画行政に参画することが可能となっており、行政発意のみではない、住民発意の実効性の高いまちづくりの推進が期待されます。

(7) 地区計画の活用

都市計画法では、良好な地域環境の形成のために、地域地区よりもきめ細やかな 地域の実情に応じたルールを定めることができる制度として、地区計画が設けられ ています。地区計画では、地域の目指すまちの姿の実現に向け、建築物の用途や建 て方、身近な生活道路や公園・広場等の配置等について、住民合意のもとで、必要 な規制を定めることができ、積極的な活用に努めます。



図 18 地区計画で定められるルールのイメージ

資料:国土交通省

3. その他法令に基づく制度

(1) 緑の基本計画

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき市町村が策定することができるもので、 正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、都市における緑 地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や施策等を総合的に定めるもので す。

本市では、本マスタープランで示された公園・河川等の整備方針や、自然環境の保全・整備の方針を実現するために、今後、緑の基本計画の見直しを行うことにより、具体的な整備目標や具体的な制度・施策、事業の実施を目指します。

(2)景観計画

景観計画とは、景観法に基づき、景観行政団体となった自治体が、良好な景観の 形成に関する方針や規制内容等を定めることができるものです。

景観計画を定めることにより、景観計画区域内における建築物や工作物の建築等の行為に着工する前に届出を行い、景観形成基準に沿った審査を行うことにより、緩やかに景観への配慮を誘導することができる制度です。

本市では、平成 20 年 3 月に行橋市景観形成基本計画を策定しており、良好な景観の維持・形成に取組んでいます。今後は、平成 23 年 12 月に福岡県が定めた京築広域景観計画との整合・調整を図るとともに、きめ細やかな景観形成を図っていく区域等の検討を行うなど、必要に応じて、見直し等を含めた検討を行うこととします。

(3)建築協定

建築協定は、建築基準法に基づき、住宅地等において良好な住環境を保全・形成するために、住民全員の合意に基づき、建築物に関する基準(用途、敷地、位置、形態・意匠等)について必要なものを定め、住民が主体となって守っていく制度です。

(4)景観協定

景観協定とは、景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地について、良好な 景観を保全・形成するために、土地所有者等住民全員の合意に基づき、建築物に関 する基準(形態・意匠、敷地、規模等)や緑化に関すること、屋外広告物の掲出に 関する基準等、幅広い内容から必要なものを定め、住民が主体となって守っていく 制度です。

5-2. 都市づくりの推進体制

1. 都市づくりの推進に向けた取組み体制

行橋市都市計画マスタープランで示す都市づくりの方向性を踏まえ、市民・事業者 と行政の協働により、個々に示された方針の実現を目指していきます。

今後は、上位計画である行橋市総合計画の実施計画や、各分野で個別の計画を検 討・策定した後、具体的な施策や事業を実施することにより、本マスタープランに掲 げた都市づくりの実現を目指します。

また、都市計画においては、地域の実情を踏まえながら、適切な都市計画の制度や 事業を活用することにより、望ましい都市像の実現を目指します。

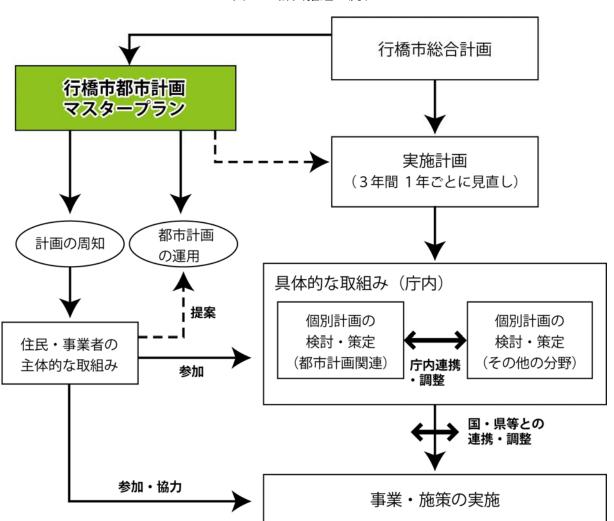


図 16 計画推進の流れ

2. 取組みの基本方針

(1) 行政の推進体制

1) 個別計画の検討・策定

本マスタープランで示す個別の方針に基づき、都市計画及び関係各課が個別計画の検討及び策定や見直しを行うことにより、都市づくりの推進を図ります。

また、都市計画においては、本マスタープランで示す方針に基づき、地域の実情に配慮しながら、目指す都市の将来像の実現に向け、用途地域や特別用途地区等の地域地区制度や、きめ細やかな地区まちづくりの実現に向けた地区計画制度、道路や公園等の都市施設等の都市計画決定や変更等の手続きを実施します。

2) 庁内の連携・調整体制の充実

本マスタープランに基づき、個別の施策や事業に取組む上で、庁内における関係する分野間での連携・調整が不可欠です。目指すべき方向性を踏まえ、個別の計画を検討・推進する際には、必要に応じて、庁内関係各課における調整会議または検討組織づくりを進めます。

(2) 住民・事業者との協働に向けて

1)情報の共有化と意識啓発

本マスタープランで示す都市づくりの方向性について、広く情報の周知を図り、 目指す都市の将来像について官民での意識の共有化を図ります。

また、身近なまちづくり等に住民の関心や理解を深めるため、各種制度や事業内容等について、パンフレットや市ホームページ等を活用しながら、わかりやすく示すなど、都市づくりに関する多様な情報提供やまちづくり意識の啓発に努めます。

2) 住民意向の反映

本マスタープランで示す都市づくりの方針を踏まえ、用途地域や都市施設(道路・公園等)の見直しや新たな指定等を行う場合には、地域住民・事業者との意見交換や説明等の場を設けることに努めながら、住民意向を反映した適切な都市計画の運用を図ります。

また、その他、都市づくりに関連する事業や施策の実施の際においても、情報発信とともに、住民・事業者等の意向把握を行うことにより、計画や事業への反映に努めます。

3) 住民・事業者との協働の仕組み

身近な地域の環境の維持・向上につながる取組みの主体は、そこに暮らす住民や 事業者です。 本マスタープランで示す方向性を踏まえながら、地域の実情に応じた地域の特色を活かしたまちづくりを推進するために、住民や事業者の主体的なまちづくり活動を支援できる仕組みづくり等を検討します。

また、主体的なまちづくり活動に伴い、地区計画や建築協定、景観協定等の各種制度を活用する場合や、都市計画提案制度を活用する場合等には、専門的な知識・技術を有するアドバイザー等を派遣するなど、後方支援の仕組みづくりに取組みます。

(3) 関係機関との連携

本マスタープランで示す方向性をもとに、具体的な事業を検討・実施していく上では、国や県をはじめ、さまざまな機関との連携が求められることがあります。

国や県、都市計画以外の分野における関係機関に対して、情報の収集を図りつつ、 個別の取組みの実現に向けて積極的に働きかけるとともに、連携・協力体制の強化 を図るなどにより、本マスタープランで示す都市の将来像の実現を目指します。

また、産業振興や医療・福祉、観光振興、防災等、他の分野が主体となった事業の展開等が必要なものについては、関係部局への働きかけにより、具体的な計画の検討・立案による事業の推進に努めます。

(4) 計画的な事業推進に向けて

本マスタープランで示す方向性をもとに、個別の事業を推進するにあたり、その 財源確保のために、国や県の補助事業等の情報収集を行いながら、効果的かつ実現 性の高い事業手法の選択または制度の活用を図ります。

また、行政のみならず、企業誘致や民間事業者の活力を導入することも踏まえ、効率的な事業の推進に努めます。

(5) マスタープランの見直し等について

1) 定期的な点検による進捗の確認

5年ごとに行われる都市計画基礎調査では、人口や産業、土地利用や宅地開発、 道路や公園等の都市施設の整備状況等、都市づくりを考える上で参考となる多種多 様なデータが整理されます。

本マスタープランでは、概ね 20 年先の将来を目指して、目指すべき方向性や取組みについて方針が定められています。そのため、都市計画基礎調査を活用した定期的な点検により、経年的な変化や各種施策の進捗の確認を行います。

2) 計画の見直しについて

本マスタープランは、概ね 20 年先の将来を目指した長期的な計画であり、その間には、策定段階では想定していなかった本市を取り巻く地域情勢の変化や、上位計画である総合計画の大きな方針転換等が起こることも考えられます。

今後、概ね 10 年ごとに本マスタープランを見直すことを基本とし、上位計画である総合計画の見直しや、地域情勢・社会情勢の変化を踏まえ、施策の進捗を勘案しつつ、見直しを検討することとします。

資 料 編

1. 行橋市の都市概況

1. 人口・世帯数の動向

(1)人口・世帯数及び高齢化の推移

- ・平成22年の人口は70,468人、世帯数は27,634世帯で、昭和55年以降、一貫して増加傾向にあり、平成17年~22年の増加率について福岡県全体の人口動向と比較すると、平均よりもやや高い増加率となっています。
- ・人口 3 年代区分の動向は、平成 22 年には 65 歳以上の老年人口比率が 23.9%、15 歳 未満の年少人口比率が 13.9%となっており、平成 17 年~22 年の 5 ヵ年で老年人口が 3.2 ポイント増、年少人口が 0.8 ポイント減と、少子高齢化が進んでいます。

表 3 行橋市及び福岡県の人口・世帯数の推移

	年 次							増加図	壑(%)
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H12-22	H17-H22
総人口	61,838	65,527	65,711	67,833	69,737	70,070	70,468	1.0	0.6
世帯数	18,016	19,648	20,858	22,682	24,675	25,715	27,634	12.0	7.5
県人口	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	1.1	0.4
県世帯数	1,432,382	1,522,528	1,639,213	1,782,911	1,917,721	2,009,911	2,110,468	10.1	5.0

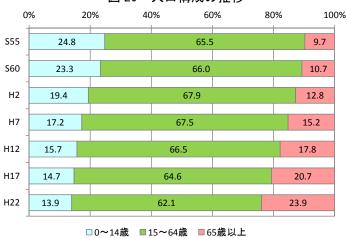
資料:国勢調査

図 19 行橋市の人口・世帯数の推移



資料:国勢調査

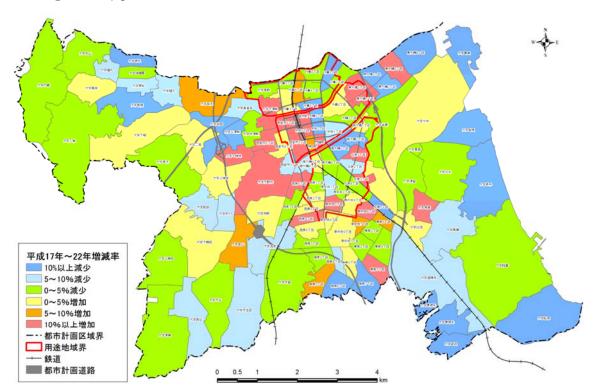
図 20 人口構成の推移



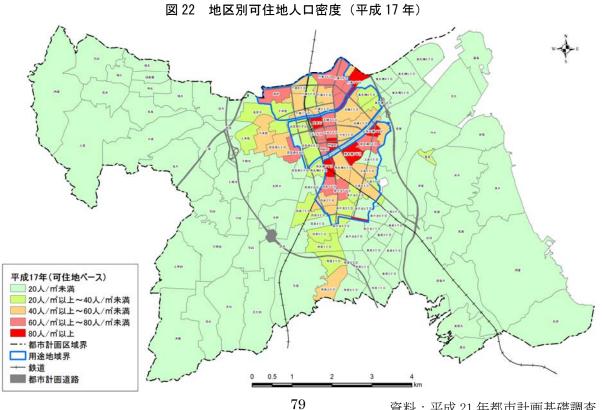
資料:国勢調査

(2) 地区別人口動向(平成17年~22年)

- ・平成17年~22年の人口動向は、市縁辺部において人口減少傾向にある一方で、人口 増加傾向にあるのは、中心市街地であるJR行橋駅周辺とともに、整備中である行橋 インターチェンジ周辺の延永地区や、泉地区等の用途地域縁辺部となっています。
- ・人口密度は、用途地域内を中心に 40 人/ha 以上と高密な市街地が形成されている一 方で、用途地域の西側の外縁部において 40 人/ha 以上の密度ある市街地が形成され てきています。



資料:国勢調査



資料:平成21年都市計画基礎調査

2. 産業

(1) 商業の動向

- ・商業では、郊外部を中心とした沿道型の大型商業施設の立地等により、商店数は一貫 して減少傾向にあり、従業員数も平成 14 年以降伸び悩んでいますが、平成 9~19 年 の増減率では商店数は県平均並みの減少、従業員数は県平均が減少に対して本市は増 加しています。
- ・年間販売額においては平成 16 年にはいったん回復するものの、平成 19 年には減少に 転じており、全体としてやや減少傾向が続いていますが、県の減少率よりも下がり幅 が少なくなっています。



図23 商店数・従業員数・年間販売額の推移

資料:商業統計

(2) 工業の動向

・工業では、事業所数は年々減少しているのに対し、製造品出荷額と従業員数の変動が 大きく、製造品出荷額は平成 10 年が最も多く、その後増減を繰り返しています。従 業員数はそれよりも若干緩やかに増減しています。

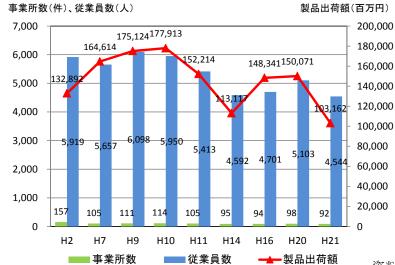
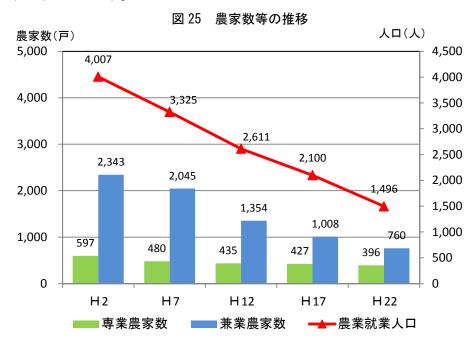


図 24 事業所数・従業員・製造品出荷額の推移

資料:工業統計調查

(3)農業の動向

- ・農家数では、専業農家は平成 12 年以降、若干の減少はあるもののほぼ横ばいを維持しているのに対し、兼業農家の減少率が高く、農業就業人口は大きく減少しています。
- ・経営耕地面積では、畑や果樹園は若干の減少をしつつほぼ横ばいであるのに対し、水 田の減少率が高く、全体的な耕地面積の減少が続いています。
- ・平成 12~22 年の増減率をみると、専業農家数、農業就業人口は、県全体よりもやや減少率が高く、兼業農家数は県平均並みの減少率となっています。
- ・経営耕地面積の平成 12~22 年の増減率をみると、経営耕地面積全体の減少率は県平 均並みとなっています。



資料:福岡県統計年鑑



3. 土地利用

(1)土地利用現況

- ・用途地域内では、都市的土地利用が 7 割を越え、その大部分が宅地となっています。 大規模商業用地や工業用地の比率は低く、住宅用地が大部分を占めた市街地が形成されています。
- ・用途白地地域では、自然的土地利用が7割を越え、その内の半分を農地、3割を山林が占めており、豊かな自然環境が形成されています。
- ・平成22年の民有地の構成では、田が42.4%と最も多く、次いで宅地24.6%。山林19.7% となっています。また、過去10ヶ年の増減は、田が9.2%、原野が7.0%の減少に対 し、宅地のみが7.0%増加しています。
- ・土地利用の分布状況では、市を東西に3分割すると、中央部に市街地が形成され、東西にはまとまった農地が広がり、南端及び西端には山地が広がっています。

山 交 小 1 商 益 h 業 他 売 以用以計上地 小 計合 計 可住地 田 畑 設 Ø თ თ 用 用 敷う 地ち (ha) (ha) (ha) (ha) (ha) (ha) (ha) (ha) 112.4 | 24.9 | 137.3 | 1.2 | 9.3 | 20.2 | 3.8 | 171.8 | 219.5 | 29.7 | 16.1 | 45.8 | 5.4 | 20.3 | 285.6 | 52.6 | 7.3 | 0.0 | 96.0 | 8.6 | 0.0 | 45.7 | 0.4 | 496.2 | 668.0 用途地域 16.8 3.7 20.6 0.2 1.4 3.0 0.6 25.7 32.9 4.4 2.4 6.9 0.8 3.0 42.8 7.9 1.1 0.0 14.4 1.3 0.0 6.8 0.1 74.3 100.0 61.6 38. 4 1.889.7 390.9 2.280.6 1.451.1 281.5 376.1 151.7 4.521.0 684.9 37.7 31.1 68.8 23.0 96.2 849.9 124.0 34.1 1. 0 437. 5 12. 4 135. 1 188. 8 11. 2 1. 794. 0 6, 315, 0 5, 033, 3 1, 281. 7 29.6 6.2 35.8 23.0 4.5 6.0 2.4 71.6 10.8 0.6 0.5 1.1 0.4 1.5 13.5 2.0 0.5 0.0 6.9 0.2 2.1 3.0 0.2 28.4 100.0 79. 7 20. 3 1.002.1 415.8 2.507.0 1.452.3 290.8 396.3 155.5 4.002.0 904.4 67.4 47.2 114.6 28.4 116.5 1.135.5 176.6 41.4 1.0 533.5 21.0 135.1 234.5 11.6 2.200.2 6 983 0 5 444 9 1. 538.

表 4 土地利用現況 (平成 21 年)

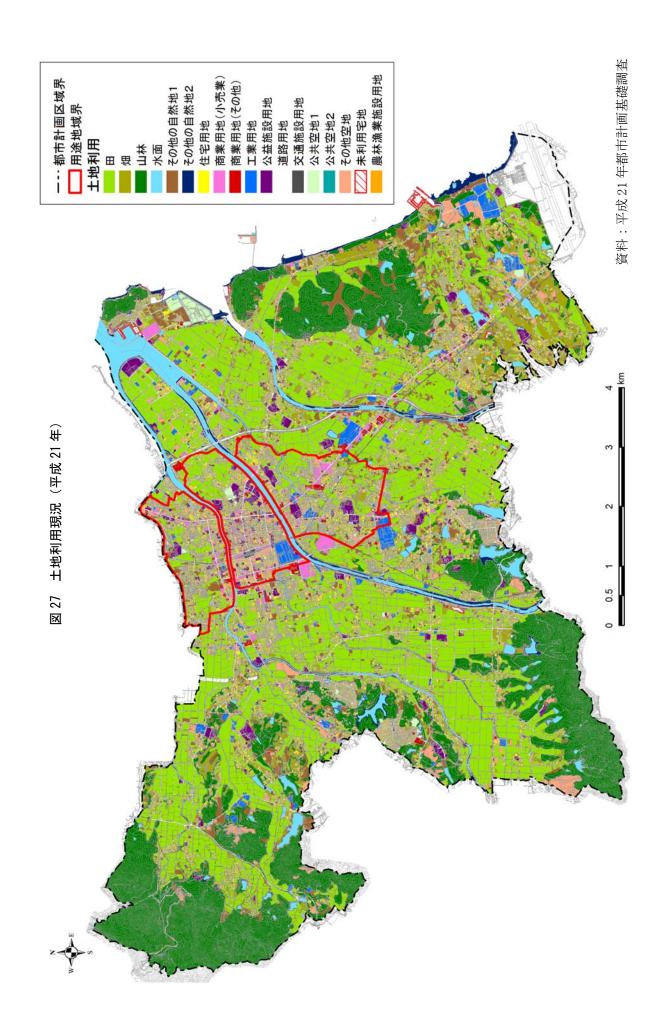
資料:平成21年都市計画基礎調査

表 5 民有地面積の推移

単位:面積(ha)、率(%)

						十二. 四次 (1)	u/ (/ 0/
	H2	H7	H12	H17	H22	H22 構成比率	H12-22 増減率
田	2,457.3	2,348.0	2,258.2	2,194.5	2,068.8	42.4	▲ 9.2
畑	389.0	365.4	352.0	346.1	339.3	7.0	▲ 3.7
宅地	960.7	1,045.4	1,116.2	1,147.8	1,200.6	24.6	7.0
山林	754.8	775.6	979.4	972.1	961.9	19.7	▲ 1.8
原野	194.6	153.6	123.3	117.9	115.2	2.4	▲ 7.0
雑種地	132.7	195.7	196.7	189.5	185.8	3.8	▲ 5.9
その他	5.0	4.3	4.6	3.9	3.7	0.1	▲ 24.3
評価総地籍	4,894.1	4,888.0	5,030.4	4,971.8	4,875.3	100.0	▲ 3.2

資料:福岡県統計年鑑



(2) 開発等の動向

- ・平成 16年~20年の5ヶ年の新築動向では、用途地域のほぼ倍の新築が用途白地地域において行われており、その内の9割近くが住宅となっています。
- ・用途白地地域の住宅建設は、用途地域の西部にあたる延永地区や南部のニュータウン に特に集中しているのに対し、商業施設はJR行橋駅西側の区画整理区域内と、用途 地域縁辺部にあたる泉地区に特に集中して見られます。
- ・農地転用状況からみる開発動向では、平成 16年~20年の5ヶ年の転用率は用途地域内が12.7%と高いものの、面積比較を行うと、住宅用地では用途地域内外でほぼ同規模、工業用地では用途白地地域がほぼ占めており、商業用地では約8割を占めるなど、開発の郊外化の傾向が見られます。

表 6 用途地域内外の新築動向

単位· 件

						<u> </u>
	年	住宅	商業	工業	その他	合計
用途地域	H16	62	11	3	6	82
	H17	90	12	3	5	110
	H18	82	15	2	5	104
	H19	104	10	1	4	119
	H20	90	11	2	3	106
	計	428	59	11	23	521
用途白地地域	H16	187	4	11	7	209
	H17	159	18	10	12	199
	H18	214	6	12	8	240
	H19	159	13	12	5	189
	H20	185	9	12	5	211
	計	904	50	57	37	1,048
合計		1,332	109	68	60	1,569

資料:平成21年都市計画基礎調査

表 7 農地転用状況

単位·面積(m²) 転用率(%)

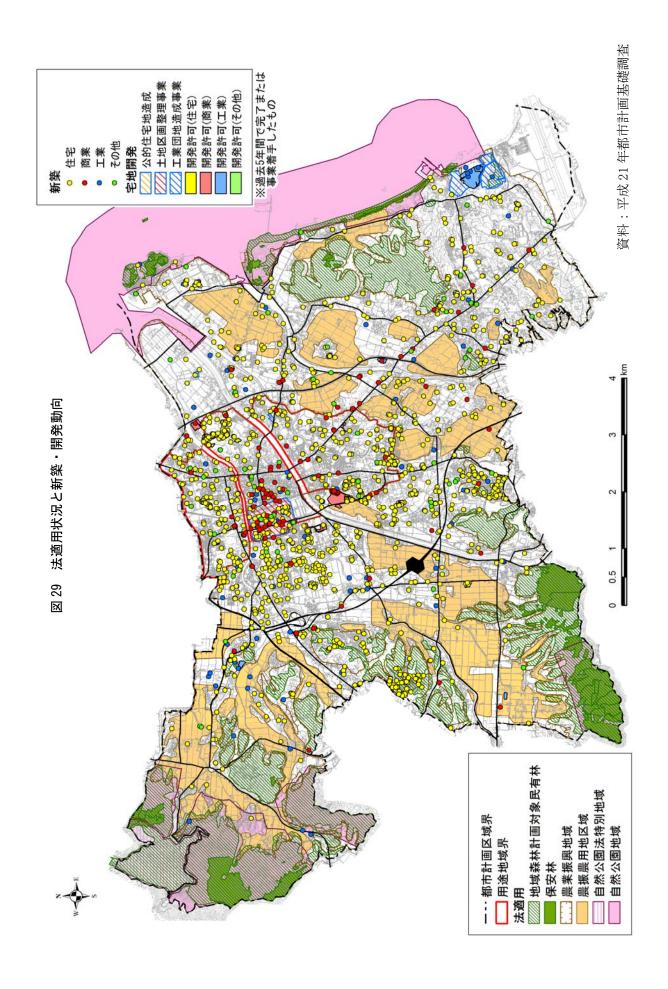
						単位:[町碩(m/、キ	<u>坛用平(%)</u>
		住宅	工業	商業	公共	その他	合計	5ヶ年
		用地	用地	用地	用地		1	転用率
用途地域	件数	85	3	7	6	23	124	12.7
	面積	130,165	1,323	7,587	8,550	15,355	162,980	12.7
用途白地地域	件数	215	25	11	23	90	364	2.2
	面積	165,994	129,034	27,616	13,575	96,802	433,021	۷.۷
合計	件数	300	28	18	29	113	488	2.8
	面積	296,159	130,357	35,203	22,125	112,157	596,001	2.0

資料:平成21年都市計画基礎調査

図 28 用途地域内外の農地転用面積比率



■用途地域 ■用途白地地域

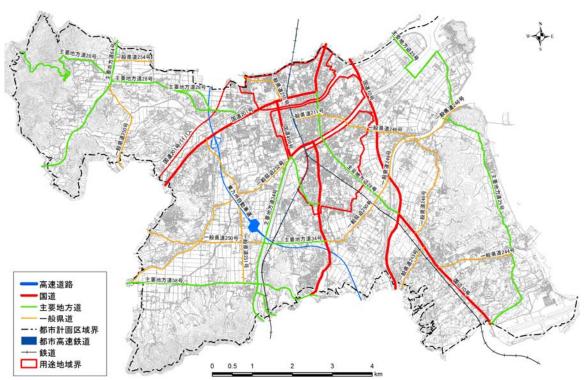


4. 都市施設等

(1) 道路網

- ・現在、東九州自動車道の整備が進められており、新たな広域交通を担う重要な路線と なることが期待されています。
- ・幹線道路では、南北の骨格として国道 10 号と国道 496 号、東西の骨格として国道 201 号があり、中心部と各地域を結ぶ路線として主要地方道等の路線が整備されています。

図 30 道路網図



(2) 都市計画道路の整備状況

- ・都市計画道路は、広域交通を担う路線として、東九州自動車道と国道 10 号が指定されており、現在整備が進められています。
- ・大部分の都市計画道路は、市の中心部に指定されており、JR行橋駅周辺の路線は整備されているのに対し、行橋駅東側の市街地部や市街地の外周を形成する路線では未整備路線が多く残っています。

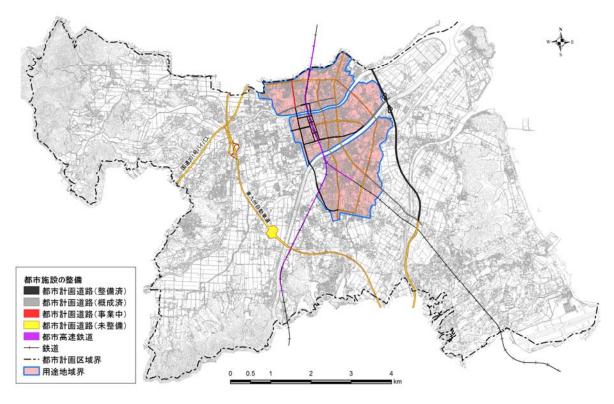


図 31 都市計画道路の整備状況

(3) 都市計画公園の整備状況

- ・都市計画公園の整備状況は、行橋総合公園以外の街区公園ではほぼ整備済であるもの の、市街地全体をカバーした公園の配置まではいたっていません。
- ・現在、供用済の公園面積は都市計画公園が 20.45ha、その他の公園が 6.82ha で全体 として 27.27ha であり、人口 1 人あたりの公園面積は約 3.9 ㎡と十分な面積を確保しているとは言い難い状況です。

表 8 都市計画公園の整備状況

単位:面積(ha)

				早位:山頂(na <i>)</i>
	種別	名称	計画決定 面積	供用面積
	街区公園	2·2·1 神田町公園	0.09	0.09
都		2·2·2 上宮市公園	0.22	0.22
市		2·2·3 辰公園	0.10	0.10
計画		2·2·4 長浜公園	0.20	0.20
公		2·2·5 今井公園	0.17	0.17
園		2·2·6 今元公園	0.34	0.34
		2·2·7 草野公園	0.11	0.11
	総合公園	5·5·1 行橋総合公園	21.30	18.25
		小計	22.53	19.48
	街区公園	前田ヶ丘中央公園	_	0.38
		元永公園	_	0.14
		わんぱく三共公園	_	0.12
		八景山1号公園	_	0.71
		八景山2号公園	_	0.26
		モニュメントの森公園	_	0.51
		大橋公園	_	0.31
		桜町公園	_	0.13
		中央公園	_	0.14
		行事さくら公園	_	0.91
そ		こすもす公園	_	0.10
の他		ひまわり公園	_	0.14
の		さくら公園	_	0.20
公公		もくせい公園	_	0.16
園		野鳥公園	_	0.64
		行事花園公園	_	0.14
		ふんすい公園	_	0.28
		井尻川公園	_	0.32
		稲童公園	_	0.32
		ふれあい公園	_	0.28
	井尻川桜公園	_	0.43	
		今川河畔公園	_	0.20
	都市緑地	八景山緑地1号公園		0.19
		八景山緑地2号公園		0.78
		小計	_	7.79
		合計	22.53	27.27

資料:庁内資料

(4)上下水道の整備状況

- ・上水道では、市街地の大部分は給水区域となっているものの、人口増の傾向にある市 街地縁辺部の延永地区や泉地区等では事業化がされていません。
- ・下水道では、認可区域は市街地の一部に限られており、市街地のカバー率は低い状況です。

表 9 上水道の整備状況

	行政人口	給水戸数	給水人口	普及率	1日平均配水量
	(人)	(戸)	(人)	(%)	(L/人)
H20	72,288	21,517	54,223	75.0	324
H21	72,341	21,853	54,632	75.5	317
H22	72,757	22,465	55,264	76.0	313
H23	72,195	23,044	55,997	77.6	313
H24	72,584	23,237	54,715	75.4	319

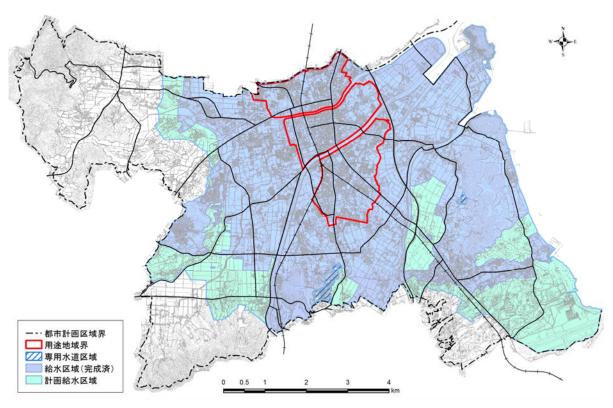
資料:行橋市統計情報

表 10 下水道の状況

			計画	供用	整備率(%)
	排水区域	(ha)	724	373	51.5
公	処理区域	(ha)	724	205	28.3
共	下水管渠	(m)	173,300	59,722	34.5
下	ポンプ場	箇所数	4	4	100.0
水道	ハンノ場	面積(m³)	9,100	9,100	100.0
地	処理場	箇所数	1	1	100.0
		面積(㎡)	68,500	68,500	100.0
都	排水区域	(ha)	215	215	100.0
市下	管渠延長	(m)	2,090	2,090	100.0
下 水	ポンプ場	箇所数	1	1	100.0
路	ハンノ场	面積(m³)	3,000	3,000	100.0

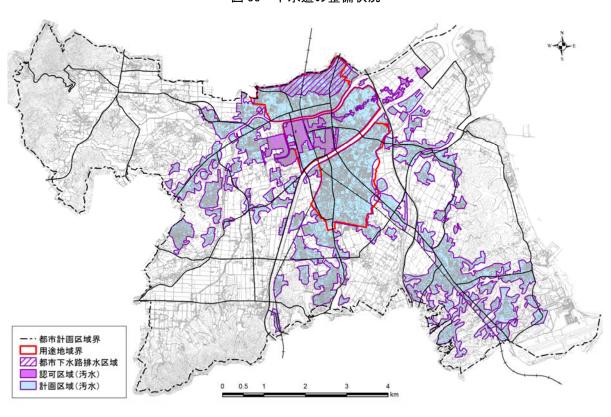
資料:都市計画現況調査(平成23年)

図32 上水道の整備状況



資料:平成21年都市計画基礎調査

図33 下水道の整備状況



(4) 主な公共施設の分布状況

- ・市役所や警察署、消防本部や裁判所等の行政機関は中心市街地に集積しています。
- ・市内には、小学校が 11 校、中学校 6 校配置され、学校区ごとに公民館が整備されています。
- ・文化・スポーツ施設は、中心市街地に図書館や歴史資料館が整備されているとともに、 養島地区の総合公園内に体育施設が整備されています。

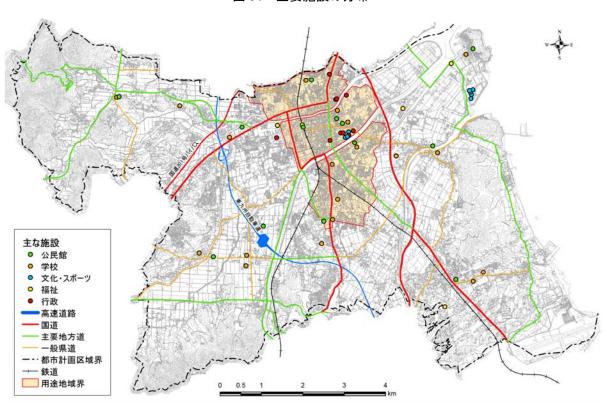


図34 主要施設の分布

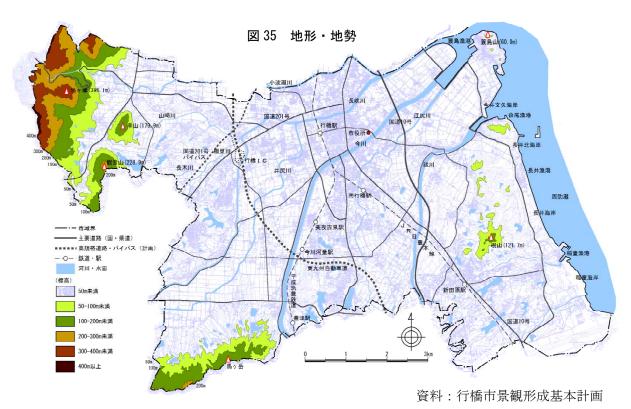
種類	施設名
	市役所
	消防本部
	福岡県総合庁舎
	京築保健福祉環境事務所
行政	行橋税務署
11110	法務局行橋支局
	裁判所
	検察庁
	警察署
	ハローワーク行橋
	行橋小学校
	行橋北小学校
	行橋南小学校
	今元小学校
	蓑島小学校
	延永小学校
	泉小学校
	仲津小学校
	稗田小学校
学校	今川小学校
	椿市小学校
	今元中学校
	行橋中学校
	長峡中学校
	仲津中学校
	中京中学校
	泉中学校
	県立京都高校
	県立行橋高校

種類	施設名
	中央公民館
	行橋公民館
	行橋北公民館
	行橋南公民館
	蓑島公民館
八日紀	今元公民館
公民館	仲津公民館
	泉公民館
	今川公民館
	稗田公民館
	延永公民館
	椿市公民館
	市民会館
	歴史資料館
	図書館
	文化ホール
文化・スポーツ	ゆくトピア
	市民体育館
	武道館
	弓道場
	庭球場
	ウィズゆくはし
	サンワークゆくはし
福祉	地域ケア複合センター
	コミュニティセンター
	新田原老人いこいの家

5. 資源

(1) 自然的資源

- ・東には周防灘、西にはカルスト台地が広がる平尾台などが連なる山地、南には御所ヶ谷や馬ヶ岳の山地が広がり、地形がつくりだす美しい自然を有しています。
- ・市内には、長峡川、今川、祓川の河川が市街地や田園を通り、周防灘に流れこんでいます。
- ・灌漑用のため池も多く分布しており、営みとともに特徴的な水辺空間を形成しています。



(2) 文化的資源

- ・国指定の史跡である御所ヶ谷 神籠石や県指定史跡であるビ ワノクマ古墳、市指定の椿市 廃寺跡等、市内には数多くの 史跡が分布しています。
- ・旧百三十銀行行橋支店の建造物は、ギャラリーとして市民に広く活用されるなど、貴重なものから身近なものまで、数多くの文化的資源が分布しています。

表 11 指定文化財の一覧

区分	種別	名称
国指定	史跡	御所ヶ谷神籠石
	有形(建造物)	旧百三十銀行行橋支店
	有形(工芸)	梵鐘(浄喜寺)
	有形(歴史資料)	仏山塾関係資料
	有形(考古資料)	稲童古墳群8・15・21号噴出土品
県指定	無形民俗	今井祇園行事
	無形民俗	下検地楽
	史跡	ビワノクマ古墳
	史跡	仏山塾(水哉園)跡
	天然記念物	御所ヶ谷のヒモヅル自生地
	有形(建造物)	旧飴屋門
	有形(彫刻)	木造八幡神坐像
	有形(古文書)	国作手永大庄屋御用日記
	有形(歴史資料)	大橋村行事村宮市村見取図
	有形民俗(2箇所)	郡境標柱(京都・仲津郡境)
	有形民俗	郡境標柱(京都・築城郡境)
	有形民俗	道路標柱
市指定	無形民俗	蓑島百手祭
	無形民俗	入覚念仏楽
	史跡	隼人塚古墳
	史跡	八雷古墳
	史跡	椿市廃寺跡
	史跡	稲童1号掩体壕
	史跡	守田蓑洲旧居
	史跡	馬ヶ岳城跡
00		

6. 観光

- ・本市を訪れる観光客数、観光客消費額の推移としては変化が無く、観光客の内訳として、宿泊客は少なく、日帰り客が大半を占めています。
- ・県外客は14%、県内客が86%を占めています。

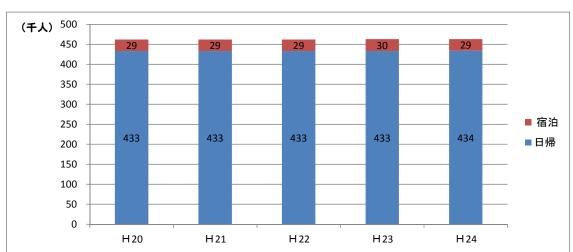
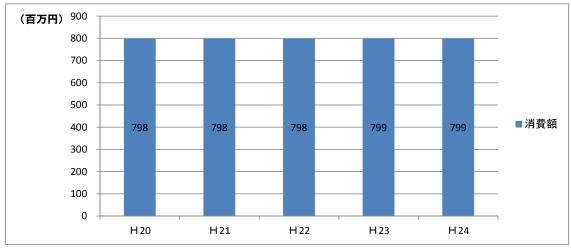


図36 観光客・観光消費額の推移





資料:福岡県観光入込客推計調査

2. 検討組織

1. 行橋市都市計画マスタープラン改訂委員会名簿

氏 名		区分・役職
高見敞志	学識	西日本工業大学名誉教授
繁永五郎	公募市民	行橋地域市民代表
竹内博孝	公募市民	養島・今元・仲津地域市民代表
山中募	公募市民	泉・今川地域市民代表
塚本一生	公募市民	稗田・延永・椿市地域市民代表
赤星 健太郎	関係行政機関	福岡県建築都市部都市計画課長
井上直幸	関係行政機関	福岡県行橋農林事務所長
山本英二	市職員	副市長
灰田利明	市職員	総務部長
進谷稔	市職員	市民部長
山口 眞一郎	市職員	福祉部長
鹿島英樹	市職員	産業振興部長
小森孝義	市職員	環境水道部長
坪 根 義 光	市職員	教育部長
白川達也	市職員	消防長
中村強	市職員	都市整備部長

2. 計画策定の経緯

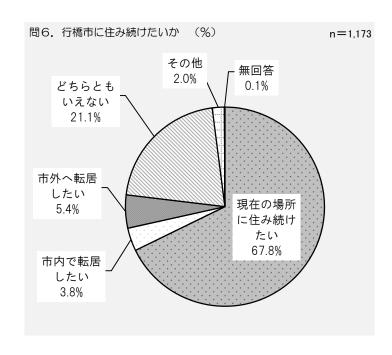
		見直し事項	関連事項	行橋市都市計画 マスタープラン 改定委員会	庁内まちづくり 研究会	地区まちづくり 懇話会
平成25年度	4				会員	公募による
	5	準備・資料収集 整理 現況調査 課題整理			選出	会員選出
	6			第1回 (7月)	第1回 (7月)	第1回 (7月)
	7		アンケート調査	概要説明	概要説明	概要説明
	8				8月~10月	第2回 (8月)
	9				現行計画庁内照会	地区PRマップ作成
	10			第2回 (11月)	第2回 (11月)	第3回 (10月)
	11			現況・課題	現況・課題	地区まちづくりの テーマ設定
	12	将来都市像の			12月 ヒアリング	
	1	検討			第3回 (2月)	第4回 (2月)
	2				全体構想の検討	市全体の都市づくり
	3	全体構想の		第3回 (4月) -		
	4	検討 - -		全体構想の検討		
	5 6	$\overline{}$			***	第5回 - (6月) 魅力ある地域づくり
	7	地域別構想の 検討				
	8					
平成	9	\dagger				
及 26 年 度	10	$\overline{}$		第4回	第4回	
	11	実現化方策の		(11月) 全体・地域別構想の 検討	(10月) 全体・地域別構想の 検討	
	12	検討取りまとめ		第5回	第5回	
	1		パブリック 市民	(1月) 実現化方策の検討 取りまとめ	_ (12月) 実現化方策の検討 取りまとめ	
	2		パブリック	第6回 (3月)	第6回 (3月)	
	3		都市計画審議会	(3月) 都市計画 マスタープラン素案	(3月) 都市計画 マスタープラン素案	
平成	4		広報			
27 年度	5		公表			

3. 市民アンケート調査結果(概要)

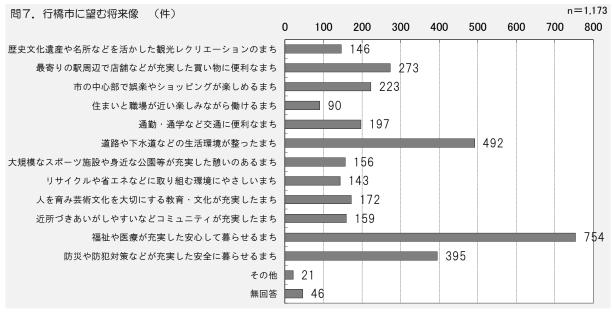
平成25年7月1日(月) \sim 8月8日(木)にかけて、郵送による配布・回収にて市民アンケートを実施しました。

配布数	回収数	回収率	
3,000 通	1,173 通	39.1%	

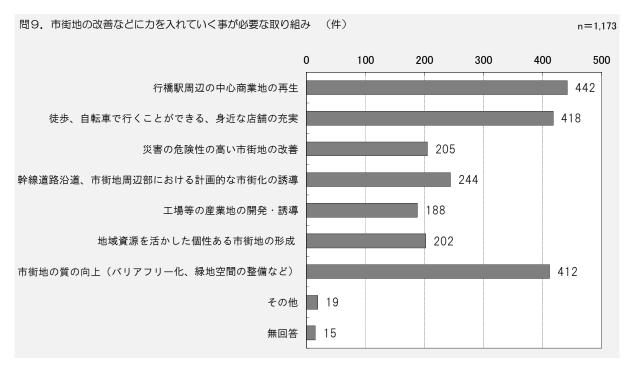
問6で、行橋市に住み続けたいと思うかを尋ねたところ、「現在の場所に住み続けたい」が67.8%で最も多い結果となりましたが、居住意向が高いとは言い難く、居住環境の改善を求めていることが想定されます。



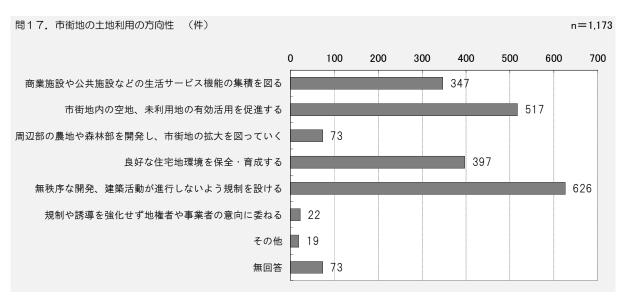
問7で、行橋市に望む将来像を尋ねたところ、「福祉・医療の充実したまち」が一番高く、次いで、「道路や下水道などの生活環境」、「安全に暮らせるまち」の意向が高い結果となりました。



問9で、市街地の改善などに必要な取り組みを尋ねたところ、「行橋駅周辺の中心商業地の再生」、「徒歩、自転車で行くことができる、身近な店舗の充実」、「市街地の質の向上(バリアフリー化、緑地空間の整備など)」についての必要性を感じており、高齢化社会に向けた利便性の向上についての意向が高いといえます。



問17で、市街地の土地利用の方向性について尋ねたところ、「無秩序な開発、建築活動が進行しないよう規制を設ける」、「市街地内の空地、未利用地の有効活用を促進する」、「良好な住宅地環境を保全・育成する」となっており、市街地ほど開発を許容し、農村部は規制への意識が高い結果となりました。



4. 地区まちづくり懇話会の開催概要

1. 地区まちづくり懇話会の目的

都市計画マスタープランの見直しに伴い、地区ごとの魅力を活かしたまちづくりを進めるために、市民の目線からのまちづくりに関する意見を収集し、計画に反映することを目的としました。

2. 開催内容

平成 25 年度から 26 年度にかけて、ワークショップ形式による「地区まちづくり懇話会」(全 5 回)を開催しました。

	日程	人数	テーマ	主な内容
第1回	平成 25 年7月 27日(土)	19名	<意見交換に向けて> オリエンテーリング	〇都市計画マスタープランに ついて説明 〇地区懇話会の目的と全体の 流れを説明
第2回	平成 25 年8月 24 日(土)	28名	<魅力を活かすために> 地区のPRマップを つくろう!	○地区の魅力を創り出している資源やそれらを活かすルート等をマップに整理○マップをもとに、普段感じている地区のまちづくりに関する問題点等について意見交換
第3回	平成 25 年 11 月 2 日 (土)	15名	く目標を定めるために> 地区のまちづくりの テーマを設定しよう!	○地区のPRマップをもと に、地区の魅力を活かすま ちづくりのアイデア(方針) を考える ○アイデアからキーワードを 抽出し、地区の魅力を活か したまちづくりに必要なテ ーマ(案)の意見交換
第 4 回	平成 26 年 2月8日 (土)	16名	< 市全体の都市づくり に向けて> 都市づくりの目標や全 体構想の案を考える	〇これまでの意見交換や情報 等をふまえ、行橋市の都市 づくりの目標や全体構想素 案について、意見交換
第5回	平成 26 年6月21日(土)	18名	< 魅力ある地域づくり に向けて> 地域別構想の案を考え る	〇これまでの意見交換や情報 等をふまえながら、地域別 構想のたたき案について意 見交換

■地区区分

都市マスの地域別構想と同じ4地区に別れ、班別作業を実施しました。

- ○行橋
- ○蓑島・今元・仲津
- ○泉・今川
- ○稗田・延永・椿市

■開催風景



第1回 市長挨拶



第2回 班別作業



第2回 作成した PR マップ



第3回 班ごとの発表



第4回 懇話会会長挨拶



第5回 資料説明

5. 用語解説

あ

アクセス

ある場所へ行くための経路、またはその手段。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地。あるい は敷地内の空地を総称していう。

か

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連たんするなどし、人口密度が1 ヘクタールあたり40人以上、人口が3,000人以上で、既に市街地が形成されている地域。

公共施設のアセットマネジメント

公共施設を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、 老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用等を行い、一定の行 政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組み。

交通施設

都市計画法に基づく都市施設のうち、道路、鉄道、駅前広場等の道路や 交通に関する施設をさす。

さ

サイン

目印・表示・標識等をいうが、特に、不特定多数の利用者を対象として 公的機関が設置し、日常生活の中で主として行動の指標となる情報を伝え るものとして「公的サイン」がある。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及び概ね10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

集落排水事業

農業用排水の水質保全や配水施設の機能維持、農漁村集落における生活環境の改善を図るため、集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するための管路施設や汚水処理施設等を整備する事業。

浚渫

水底の土砂を掘取り、運搬処分する作業。河川の治水、航路港湾の水深 確保、水中構造物や基礎の構築にあたっての不用な土砂の排除、埋立て用 の土砂の採取等を主な目的とする。

進行市街地

用途地域の外側の地域で、住宅が建設されるなど市街化が進みつつある新しい市街地。

水源涵養

大雨が降った時の急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が 途絶えないようにするなど、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関 わる機能。

ストック

道路や上水道、下水道、公園などのインフラ施設や、公共施設や各種建築物などを社会の資産、蓄えとして総称したもの(広義では民間施設も含める)。

た

第5次行橋市総合計画

市町村が、都市整備や福祉、教育、産業振興など自治体運営のための総合的な指針として定める計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されている。現行の「第5次行橋市総合計画」は、平成24年を初年度とし、平成33年までの10年間を計画期間としている。

土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供(減歩)し、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、土地利用の増進を図るために行う事業。行橋市では、同事業により行橋駅西口地区の約43ha において平成15 年を目標に、道路や公園等の公共施設整備とあわせて商業・業務・住宅が調和した良質な環境を有する市街地形成を進めている。

中心市街地

商業・業務施設等が集積し、市町村の中心としての役割をはたしている 市街地。本計画においては行橋駅東口の商店街及び西口の土地区画整理事 業区域一帯をさしている。

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査。都市計画法では概ね5年ごとに人口規模、 産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地や建物利用状況、都市 施設の整備状況等の調査を行う。

な

ネットワーク

点的・線的に存在するのではなく、網状の広がりを持つものを示す言葉。 「歩行者ネットワーク」「道路ネットワーク」等に用いられる。

は

バイパス

市街地内における交通混雑解消のため市街地中心部を避け、外周部に迂回して建設された道路で「迂回道路」ともいう。行橋市では、国道10 号バイパスや国道201 号バイパス(計画中)があげられる。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されており、市民に向けて、災害に関する危険箇所や避難についての情報提供や、意識啓発を目的に作成されるもの。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)を取り除いていくこと。

東九州自動車道

東九州地域の産業経済、文化活動の発展に重要な役割を果たすとともに、 九州縦貫自動車道や九州横断自動車道等と一体となった広域ネットワーク を形成するために整備される高規格道路。

ファサード

街路や広場等に面する建物の正面部分のこと。

ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団 化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整 備するもの。

や

用途地域

都市計画法に基づき、住居地域、商業地域、工業地域など市街地の大枠としての土地利用のルールが定められるもので、12種類ある。用途地域が指定されるとそれぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められる。

用途白地地域

都市計画区域内のうち、市街化区域の指定をしてない都市の場合、用途 地域が指定されていない地域のことを示す。

ら

ランドマーク

景観を構成する一つの要素で、その土地の場所や目印、象徴となっているもの。

リサイクル

「一連の工程を繰り返させる」、「循環使用する」、「再利用する」等 の意味をいう。

行橋市 都市計画マスタープラン

平成27年3月発行

発 行:行橋市

企画·監修: 行橋市都市整備部都市政策課

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

TEL 0930-25-1111(代表)

